

令和5年第2回三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明

| | |
|-----------------------|---|
| I 教育委員会事務局の組織機構 | 1 |
| II 主要事項 | 4 |

令和5年5月23日
教育委員会

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| I 教育委員会事務局の組織機構 | 1 |
| II 主要事項 | |
| 1 令和5年度当初予算【教育委員会関係】について | 4 |
| 2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について | 19 |
| 3 三重県教育ビジョンについて | 21 |
| 4 県立高等学校の活性化について | 23 |
| 5 防災教育・学校施設の整備について | 29 |
| 6 学校における働き方改革の推進について | 32 |
| 7 不祥事根絶に向けた対応策について | 35 |
| 8 小中学校教育について | 37 |
| 9 学力の育成について | 40 |
| 10 高校教育について | 45 |
| 11 外国人児童生徒教育について | 48 |
| 12 特別支援教育について | 52 |
| 13 いじめや暴力のない学びの場づくりについて | 56 |
| 14 誰もが安心して学べる教育の推進について | 60 |
| 15 人権教育について | 64 |
| 16 体力向上と運動部活動について | 67 |
| 17 健康教育・食育について | 72 |
| 18 社会教育について | 76 |
| 19 文化財の保存・活用・継承について | 80 |
| 20 教職員の資質向上について | 84 |

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：307名）

（1）小中学校教育課「夜間中学設置準備班」の新設

令和7年度の県立夜間中学の開校に向け、教育課程の検討や施設設備の整備など、設置準備業務を着実に推進するため、小中学校教育課に「夜間中学設置準備班」を新たに設置しました。

（2）生徒指導課「不登校支援班」の新設

不登校総合支援センターにおいて、各学校への支援、多様な活動やオンラインを含めた交流の場の提供、高校段階での不登校生徒への支援など、不登校支援施策を総合的に推進するため、生徒指導課に「不登校支援班」を新たに設置しました。

2 地域機関（職員数：44名）

令和4年度から組織体制について変更はありません。

参考

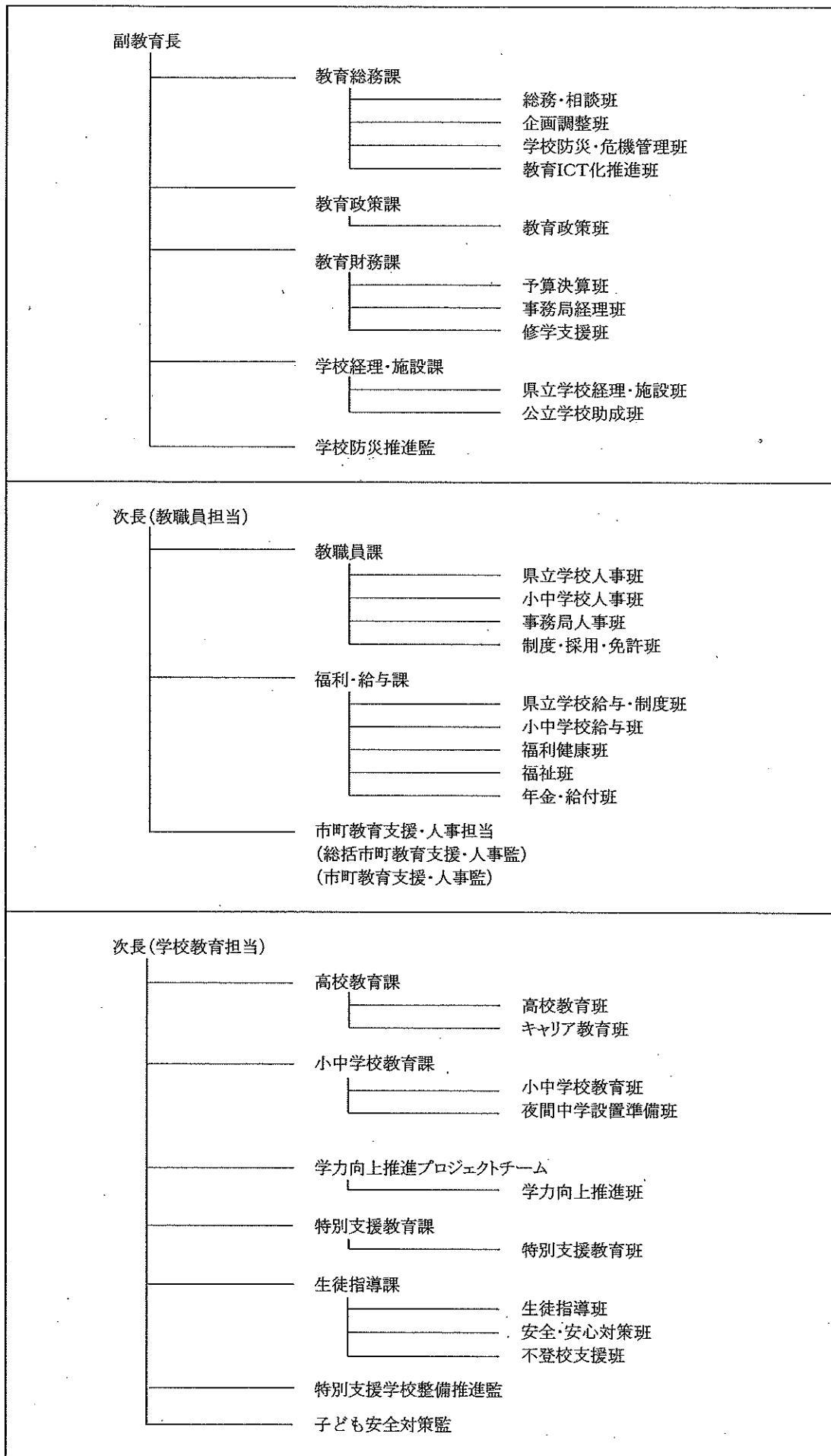
【学校数】

(令和5年4月1日現在)

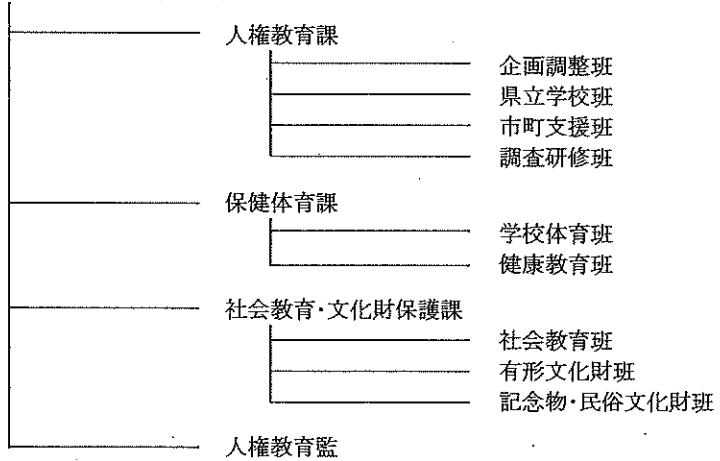
| | 小学校 | 中学校 | 義務教育 学校 | 高等学校 | 特別支援 学校 | 計 |
|-----|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 学校数 | 339 (2) | 147 (2) | 1 (0) | 56 (1) | 14 (4) | 557 (9) |

※()内は分校で外数

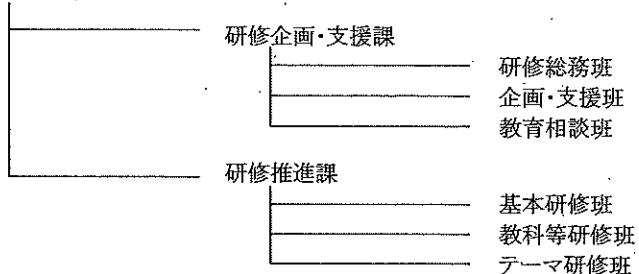
令和5年度教育委員会事務局組織表



次長(育成支援・社会教育担当)



次長(研修担当)



地 域 機 関

北勢教育支援事務所

南勢教育支援事務所

紀州教育支援事務所

埋蔵文化財センター



II 主要事項

1 令和5年度当初予算【教育委員会関係】について

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

人口減少や経済・社会のグローバル化、超スマート社会の進展など、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中で、子どもたちが変化を前向きにとらえて、失敗をおそれず、人生100年時代を自分らしく豊かに生きていく力や、持続可能な社会の担い手となる力が求められています。

人格形成の基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育成するとともに、自己の生き方や進路を主体的に考える力、多様性を尊重して他者と協働しながら人間関係を築く力などを育む学びを進めます。

すべての子どもたちが安心して学び、一人ひとりが持てる力と可能性を伸ばせるよう、特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状況にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、さまざまな教育的ニーズに応じた支援を充実します。いじめについては、「いじめをしない、させない心」や社会性を育む取組を進めるとともに、相談しやすい環境づくり、正確で迅速な認知と対応を進めます。

限られた時間の中で、教職員が効果的な教育活動を持続的に行えるようにするとともに、働き方改革を進めるため、学校における専門人材や地域人材の配置を拡充します。部活動については、中学校の休日部活動の円滑な地域移行に向けた取組を進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の6項目について重点的に取り組みます。

(1) 未来の礎となる力の育成

知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を進めます。「豊かな心」の育成については、考え、議論する道徳の授業づくりに取り組むとともに、読書習慣定着のため、学校図書館の活用、家庭での読書の推進などに取り組みます。「健やかな身体」の育成については、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上や、中学校の休日部活動の円滑な地域移行を進めるとともに、生涯にわたり健康で充実した生活を送っていけるよう、健康教育や食育に取り組みます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

変化が激しく予測困難な時代にあっても、三重の子どもたちが持続可能な社会を創る人材として活躍していけるよう、社会とのつながりを意識した探究的な学習などを通じ、創造力や表現力、協働する力などを育むとともに、オンラインも活用して学校の枠を越えた学びを推進します。また、就職を希望するすべての高校生の就職実現に向けた支援を充実します。

(3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの学びを支える教育を推進するため、パーソナルファイルを活用して支援情報の確実な引き継ぎを進めます。特別支援学校において、医療的ケアが必要な子どもと保護者への支援や、小中学校との交流及び共同学習を進めるとともに、高等学校での通級による指導を拡大します。発達段階に応じた組織的なキャリア教育を推進するとともに、生徒の就労に向けた支援を拡充します。さらに、特別支援学校の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や増築に向けた取組を進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

道徳教育や人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、子どもたちに「いじめをしない、させない心」や社会性を育むとともに、「三重県いじめ防止条例」に基づく社会総がかりの取組を進めます。学校において、相談しやすい環境づくりや正確な認知を進めるとともに、いじめに関する情報を即座に共有できる取組などを通じて、いじめ事案への迅速かつ適切な対応に取り組みます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

新たに不登校総合支援センターを設置して、学校への支援や相談体制を充実するとともに、高校段階で不登校等の状況にある子どもたちへの支援や、オンラインも含めた交流の場の提供など、不登校支援を充実します。外国人児童生徒が社会的に自立できる力を身につけられるよう、日本語指導や将来を見通した進路選択のための支援を行います。義務教育段階の学び直しを行う夜間中学については、県立での設置・開校に向けた取組を進めます。あわせて、災害時の学校を支援する体制の整備や防災教育に取り組みます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの拡充に向けた取組を進めます。県立高等学校活性化計画に基づき、各校の学科や課程の特性を生かした特色化・魅力化の取組を進めるとともに、地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について丁寧に協議を進めます。教職員の資質向上を図るため、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、効果的な教育活動と働き方改革を推進するため、専門人材や地域人材の配置を拡充します。また、県立学校の長寿命化計画に基づく老朽化対策やトイレの洋式化を着実に進めます。地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進するとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用されるための取組を進めます。

歳 出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 令和4年度 当初予算 (下段:令和3年度 第18号補正※1含む) A | 令和5年度 当初予算 (下段:令和4年度 第10号補正※2含む) B | 増減額 B-A | 増減率 (B-A)／A |
|-------|---------|--|--|-----------------------------|---------------------|
| 教 育 費 | 教育総務費 | 23,147,857 (23,347,653) | 15,016,920 (15,083,703) | ▲ 8,130,937 (▲8,263,950) | ▲ 35.1% (▲35.4%) |
| | 小学校費 | 53,472,718 | 53,448,084 | ▲ 24,634 | ▲ 0.05% |
| | 中学校費 | 29,629,705 | 29,984,038 | 354,333 | 1.2% |
| | 高等学校費 | 33,599,384 (34,549,761) | 33,487,392 (35,398,604) | ▲ 111,992 (848,843) | ▲ 0.3% (2.5%) |
| | 特別支援学校費 | 13,506,759 (14,122,279) | 13,972,983 (14,043,683) | 466,224 (▲78,596) | 3.5% (▲0.6%) |
| | 社会教育費 | 409,563 | 2,257,473 | 1,847,910 | 451.2% |
| | 保健体育費 | 585,297 (623,975) | 661,102 (708,847) | 75,805 (84,872) | 13.0% (13.6%) |
| 合 計 | | 154,351,283 (156,155,654) | 148,827,992 (150,924,432) | ▲ 5,523,291 (▲5,231,222) | ▲ 3.6% (▲3.4%) |

※1 令和3年度第18号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「地域とつなぐ職業教育充実支援事業費」ほか5事業に1,804,371千円を計上
- ・令和4年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※2 令和4年度第10号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「特別支援学校施設建築費」ほか6事業に2,096,440千円を計上
- ・令和5年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 主な重点項目

(1) 未来の礎となる力の育成

① 学力向上推進事業

予算額 22,477 千円

みえスタディ・チェックを C B T (Computer Based Testing) で実施し、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、学習状況や生活習慣等に関する質問紙調査を実施し、各学校における個に応じた指導、授業改善の促進を図ります。学力向上アドバイザーを学校に派遣し、各学校での計画的な取組にかかるマネジメントについて校長へ助言するとともに、教職員の授業への指導や校内研修など、授業力の向上を図ります。

② 少人数教育推進事業

予算額 1,383,055 千円

小学校の少人数学級について、これまでの本県独自の小学校 1・2 年生 30 人学級（下限 25 人）に加え、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、令和 3 年度の 3 年生から年次進行で実施している 35 人学級について、令和 5 年度は国を先取りして 5 年生を 35 人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境とします。中学校については、引き続き 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を実施します。

また、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、引き続き、教員の役割分担によるチーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組みます。

③ （一部新）小中学校指導運営費

予算額 67,170 千円

（73,168 千円 ※R4 年度 2 月補正予算含みベース）

市町および小中学校を訪問して、学習指導要領に基づく授業実践や、学力向上の取組を支援します。子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を引き続き配置します。学校の I C T 環境について、セキュリティやコンテンツに関するアドバイザーを小中学校や市町に派遣し、指導・助言するとともに、効果的な活用に向けたサポートを行います。小中学校等において、本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と関連した読書活動等を進めるため、モデルとなる市町にアドバイザーを派遣し、助言や支援を行います。

④ (一部新) 道徳教育総合支援事業

予算額 4,716千円

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、考え、議論する道徳の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。いじめ防止の観点から指導の要点や授業実践例をまとめた指導者用の補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を行うとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施します。モデル校となる小中学校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築します。また、中学生が郷土の課題について解決策を考え提案する課題解決型の手法で学ぶ取組を行います。

⑤ 就学前教育の質向上事業

予算額 2,103千円

(38,853千円 ※R4年度2月補正予算含みベース)

幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。また、国事業を活用して、公立幼稚園における新型コロナウィルスの感染症防止のための保健衛生用品の購入やICT環境の整備について、市町に補助を行います。

⑥ (一部新) 高校芸術文化祭費

予算額 48,781千円

音楽、美術、演劇など高校生の芸術文化の技術と創造力を磨き、芸術文化活動の活性化を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成するため、近畿高等学校総合文化祭兼みえ高文祭を開催するとともに、全国高等学校総合文化祭への生徒派遣などの支援を行います。

⑦ (一部新) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業

予算額 5,898千円

読書習慣の形成に向けて、家庭、地域、学校等が連携して、読書活動関係者の研修・交流会、家読（うちどく）やビブリオバトルの普及啓発等、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。県立高校において図書館を活用した探究的な学びや授業づくりが進められるよう、新たにモデル校で各校に応じた図書館リニューアル計画を策定し、図書館の環境整備や放課後の開館時間の延長、読書に関わるイベント等に取り組みます。

⑧ (一部新) みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 予算額 135,307千円
(143,208千円 ※R4年度2月補正予算含みベース)

中学校における休日の運動部活動の地域移行について、国事業を活用して、各市町が設置する協議会への補助を行うとともに、学校と受け皿との調整を行うコーディネーターの配置、運営団体における指導者の配置など、各市町の地域移行に向けた取組を支援します。また、生徒を指導するために必要な資質や部活動ガイドライン等について学ぶ研修会を実施し、指導者を育成します。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を増員します。高校の運動部において、専門的指導が受けられるよう、技術指導を行う外部指導者（サポーター）の派遣や、デジタル技術を活用した専門家のリモート指導を試行的に実施し、効率的で効果的な部活動を進めます。

⑨ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 予算額 4,039千円
発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、各学校の状況に応じた1学校1運動を進めるとともに、各学校で作成した元気アップシートの取組を着実に実行できるよう、教職員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行い、子どもたちの体力向上を図ります。

⑩ 運動部活動支援事業 予算額 172,653千円
中学校、高校の県体育大会や東海大会の開催経費を負担するとともに、生徒や教職員の全国・ブロック体育大会の参加に係る旅費を負担します。

⑪ (一部新) 学校保健総合支援事業 予算額 2,905千円
現代的な子どもの健康課題である「心の健康（メンタルヘルス）」「歯と口の健康づくり」「性に関する指導」について、専門医等を学校に派遣して児童生徒や教職員への指導・助言を行うことで、学校における健康教育の充実を図ります。学校保健の中核を担う養護教諭について、資質能力向上のための支援や業務代替を行うため、新たな国事業を活用して、経験豊富な人材を学校へ派遣します。

⑫ 県立学校児童生徒等健康管理事業（一部） 予算額 39,844千円
(県立学校消毒液等配備事業) (※R4年度2月補正予算)
新型コロナウイルス感染症対策のため、県立学校において使用する消毒液等を購入します。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

① (新) 自律した学習者を育てる三重県モデル構築事業 予算額 7,048千円

<事業実施期間：令和5年度～令和7年度>

各高校において、教科横断的なS T E A M学習や課題解決型学習、人文科学や社会科学をテーマにした探究学習など、社会とのつながりを意識した学習に取り組み、学習の前後で、創造力や表現力、協働する力など社会で求められる資質・能力や自己肯定感、チャレンジする意欲などの変容を把握します。これらの教育活動を「三重県モデル」として構築し、高校生が学ぶ意義を理解して、変化する社会の中で豊かに生きる自律した学習者を育みます。

② (一部新) 未来へつなぐキャリア教育推進事業 予算額 35,395千円

高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを引き続き配置し、地域企業の情報や仕事の魅力を生徒に伝えるとともに、就職相談等の支援を行います。就労支援機関や経済団体、市町の福祉部門の協力を得て、就労に関わる会議を県内5か所で設置し、他者との意見、考えのやりとり、関わり方の面から支援が必要な生徒について、状況の共有や支援方策の協議を行います。また、入学後の早い段階からの進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習などに取り組みます。

③ 高等学校学力向上推進事業 予算額 33,036千円

(57,071千円 ※R4年度2月補正予算含みベース)

学習指導要領に即した教育内容が的確に実施されるよう、県立高校に対して指導・助言等を行います。国事業を活用し、普通科において、教科横断的なカリキュラム編成や外部機関との連携等による学際的な教育プログラムの実践研究を行うとともに、スーパーサイエンスハイスクールにおいて先進的な理数系カリキュラムに基づく学習に取り組みます。I C T環境の効果的な活用を進めるための支援員を派遣するとともに、I C Tによる授業で必要となる著作権料を負担します。

④ 世界へはばたく高校生育成支援事業 予算額 4,478千円

高校生の留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、高校生を対象にした「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

⑤ (一部新) 地域とつなぐ職業教育充実支援事業 予算額 46,511千円
工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備について、新たな設備への整備を行うとともに、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。GAPに基づく学習を通じ、農業に関する実践力を身につけ、経営者や地域のリーダーとなる人材を育成します。

⑥ 実習船建造事業 予算額 41,000千円
(1,952,212千円 ※R4年度2月補正予算含みベース)
水産高校の航海実習における生徒の安全確保や、最先端の航海技術を習得できる環境を整えるため、令和5年度末の竣工に向けて、新たな実習船「しろちどり」を建造します。

⑦ オンラインとリアルによる学校の枠を越えた学び推進事業 予算額 3,331千円
生徒の多様なニーズに応じた学びを実現するため、通信制課程において、オンラインでの交流や地域での探究活動など学びの充実に取り組みます。全日制課程においては、遠隔授業のモデル構築を進めるとともに、看護や福祉などの専門分野の放課後講座や大学進学講座など、学校の枠や地域を越えて学べるよう取り組みます。また、地域を学び場とした地域課題解決型学習を、学校や課程の枠を越えて実施します。

(3) 特別支援教育の推進

① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 予算額 21,280千円
特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携して、本人や保護者への情報提供や就学相談など丁寧な就学支援を進めます。パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。高校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者への相談、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置します。通級による指導については、発達障がい支援に係る専門性向上のため教職員への研修を実施するとともに、高校での通級による指導の実施校を拡大します。特別支援学校においては、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

② (一部新) 特別支援学校メディカル・サポート事業 予算額 23,475千円
医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、看護師免許を有する職員を中心に校内で連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言を得ながら校内のサポート体制の充実を図ります。通学に係る保護者の負担軽減のため、登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行う取組を試行的に実施します。

③ (一部新) 特別支援学校就労推進事業 予算額 6,398千円

特別支援学校のキャリア教育プログラムに基づく計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。新たに就職支援を行うテレワーク支援員を配置し、ＩＣＴを活用した在宅就労に向けて、実習先や就職先の開拓を行います。

④ 特別支援学校施設建築費 予算額 1,112,232千円

(1,182,932千円 ※R4年度2月補正予算含みベース)

盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、令和6年度から実施予定の校舎建築工事に向けて、建築に必要な木材調達や建設予定地の埋蔵文化財調査等に取り組むとともに、3校の統合寄宿舎については、令和5年度内の完成に向けて建築工事に取り組みます。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築の基本設計を行います。

⑤ 特別支援学校学習環境等基盤整備事業 予算額 48,267千円

盲学校、聾学校および城山特別支援学校の統合寄宿舎の整備に伴い、必要となる備品や消耗品等、学習環境の基盤整備を進めます。

⑥ 特別支援学校スクールバス等運行委託事業 予算額 492,232千円

特別支援学校に在籍する子どもたちの通学に係る負担を軽減するため、スクールバスを運行するとともに、登校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、引き続きスクールバスを増便して運行します。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

① (一部新) 道徳教育総合支援事業（再掲） 予算額 4,716千円

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、考え、議論する道徳の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。いじめ防止の観点から指導の要点や授業実践例をまとめた指導者用の補助資料を作成して、小中学校の道徳教育推進教師への研修を行うとともに、校長にカリキュラムマネジメントに係る研修を実施します。モデル校となる小中学校にアドバイザーを派遣して、いじめ防止についての系統的な道徳の年間指導モデルを構築します。また、中学生が郷土の課題について解決策を考え提案する課題解決型の手法で学ぶ取組を行います。

② (一部新) いじめ対策推進事業

予算額 28,664千円

小学校高学年の児童が、社会性や規範意識を高め、ネットによるいじめ防止や情報モラルについて学ぶため、弁護士によるいじめ予防授業を拡充して実施します。各学校の生徒指導担当者などのいじめ問題を担当する教職員が、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を新たに実施します。いじめの迅速な認知と確実な対応を図るため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等の情報をデジタル化し、学校や市町、県がリアルタイムに共有できるシステムを構築します。県立学校を巡回して、複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案への対応に係る検証や、効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを新たに派遣します。引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施するとともに、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を運用します。

③ スクールカウンセラー等活用事業

予算額 435,365千円

不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

④ 教育相談事業（一部）

予算額 10,663千円

(SNSを活用した相談事業)

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。

⑤ (一部新) いじめ対応に係る教職員研修

予算額 1,854千円

(教職員研修事業、教育相談事業の一部)

初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等、いじめへの対応力向上に向けた研修を新たに実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

① (一部新) 不登校対策事業

予算額 53,947 千円

要因や背景が多様化・複雑化し、年々増加している不登校児童生徒について、より効果的で一人ひとりに応じた支援を行うため、県に不登校総合支援センターを設置し、各学校への支援、多様な活動やオンラインを含めた交流の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関やフリースクール等の民間団体との連携などに取り組みます。新たな取組の一つとして、高校段階の不登校生徒や高校中途退学者への多様な活動や交流の場の提供、学習支援や自立支援、カウンセリングなどを行う県立教育支援センターを設置します。市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組みます。引き続き、ストレスや不安への受容力を高めるレジリエンス教育や、スクリーニングの手法を活用して、潜在的に支援を要する児童生徒への早期の対応に取り組みます。不登校児童生徒の要因や背景、時期、期間等に応じた効果的な支援策を検討する協議会を設置します。

② 高校生等教育費負担軽減事業

予算額 3,465,237 千円

就学支援金や奨学給付金等を支給し、高等学校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。奨学給付金については引き続き家計急変世帯も支援対象にするとともに、就学支援金については収入が著しく減少した世帯を新たな支援対象に加え、家計急変世帯へのさらなる支援に取り組みます。

③ 地域と学校の連携・協働体制構築事業（一部）

予算額 5,370 千円

経済的な理由等により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身についていない子どもに対し、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に補助を行います。

④ 小中学校指導運営費（一部）（再掲）

予算額 60,224 千円

子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を引き続き配置します。

⑤ スクールカウンセラー等活用事業（再掲）

予算額 435,365 千円

不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

⑥ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 予算額 13,212千円

外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語等）および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。

⑦ 未来へつなぐキャリア教育推進事業(一部) (再掲) 予算額 7,360千円

(高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分))

外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置するとともに、進学・就職に関するセミナーを開催します。

※就職実現コーディネーター：12名のうち、5名分（外国人生徒等対応分）

⑧ 早期からの一貫した教育支援体制整備事業（一部）(再掲) 予算額 2,788千円

(特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業)

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

⑨ (一部新) 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

予算額 39,284千円

市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への財政的支援を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。令和7年度の夜間中学の開校に向けて、先行事例の調査研究を行い、多様なニーズに対応できる学習内容や学び方について検討を進めるとともに、生徒募集のために必要な広報活動に取り組みます。また、令和6年度における施設設備の整備に向けた設計業務を実施します。夜間学級体験教室「まなみえ」は、夜間中学の開校を見据え、受講生の習熟度に応じた授業を実施します。

⑩ 学校防災推進事業 予算額 12,186千円

防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。

⑪ 学校安全推進事業

予算額 2,826千円

令和3年度の通学路の一斉点検および令和4年度の各市町の通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の結果をふまえ、対策必要箇所の安全対策について、関係部局と取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を市町に働きかけます。学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、モデル地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、スクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

① (一部新) 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (一部再掲) 予算額 18,680千円

地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールの拡充に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行について、国事業を活用して、学校と受け皿との調整を行うコーディネーターの配置、運営団体における指導者の配置など、各市町の地域移行に向けた取組を支援します。

② (一部新) 教職員研修事業 (一部再掲)

予算額 46,581千円

児童生徒が学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、「令和5年度三重県教員研修計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修を行うとともに、さまざまな教育課題に対応できる専門的指導力を育成する研修を実施します。初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等、いじめへの対応力向上に向けた研修を新たに実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

③ 学校における働き方改革推進事業

予算額 329,788千円

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。

④ (一部新) 学校情報ネットワーク事業 予算額 322,648千円

学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコンの更新やネットワーク保守など情報基盤の適切な維持管理を行います。県立学校における業務の効率化とセキュリティ強化のため、業務環境のクラウド化を進めます。県立高校において、生徒の定期テスト等の答案をデジタル化して、自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の蓄積・集計、解答傾向の分析等ができるシステムを導入し、採点業務の効率化や、生徒の理解度に応じた指導につなげます。

⑤ 情報教育充実支援事業 予算額 264,743千円

県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。

⑥ 校舎その他建築費 予算額 2,568,017千円

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化や校舎照明のLED化など設備面での機能の向上に取り組みます。

⑦ 教育改革推進事業 予算額 10,982千円

本県教育の今後のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する教育改革推進会議を開催し、新たな「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定します。また、地域協議会を開催し、各地域における高校の活性化や、今後の学びと配置のあり方について協議を行います。

⑧ 高等学校学力向上推進事業（一部）（再掲） 予算額 5,600千円

国事業を活用し、普通科において、教科横断的なカリキュラム編成や外部機関との連携等による学際的な教育プログラムの実践研究を行います。

⑨ オンラインとリアルによる学校の枠を越えた学び推進事業（再掲）

予算額 3,331千円

生徒の多様なニーズに応じた学びを実現するため、通信制課程において、オンラインでの交流や地域での探究活動など学びの充実に取り組みます。全日制課程においては、遠隔授業のモデル構築を進めるとともに、看護や福祉などの専門分野の放課後講座や大学進学講座など、学校の枠や地域を越えて学べるよう取り組みます。また、地域を学び場とした地域課題解決型学習を、学校や課程の枠を越えて実施します。

⑩ (一部新) 社会教育推進体制整備事業 予算額 2,114千円

社会教育の振興を図るため、市町における社会教育委員等を対象に研修や情報交換を行います。公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催します。また、博物館法の改正に伴う審査登録を実施します。

⑪ 鈴鹿青少年センター費 予算額 1,925,420千円

鈴鹿青少年センターにおいて、PFI事業契約に基づき実施される施設改修の経費を負担するとともに、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて必要な準備を進めます。

⑫ 地域文化財総合活性化事業 予算額 90,000千円

国・県指定等の文化財の所有者等が行う文化財修復等の事業について、技術的な助言および必要な経費に対する支援を行うとともに、所有者等による保存・活用・継承の取組を促進します。

⑬ 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 予算額 854千円

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理にさまざまな主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録候補資産の学術調査について、審議会の設置や調査活動員の派遣、技術的支援を行います。「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係県との連携強化に努めます。

⑭ (新) 未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業 予算額 4,922千円

<事業実施期間：令和5年度～令和7年度>

祭り等の無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成やこれまでの映像記録をデジタル化し、無形文化財の記録保存を行うとともに、子どもたちを「みえ祭り協力隊」として募集し、祭りを体験し、取材する機会を創出して、未来の担い手育成につなげます。作成した映像記録や子どもたちの取材記事を特集サイトで公開するなど、地域の文化財の魅力を広く伝えます。

⑮ 三重の文化・歴史を引き継ごう！新しい学びの機会創出事業 予算額 801千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に地域の文化や歴史に触れることが難しくなっていることから、地域の文化財への理解や関心を深めるきっかけとして、受講生を募集し、遺跡発掘に関わる体験講座等を開催します。受講した参加者が、県や市町における文化財の保存や活用、継承の取組に参加したり、さまざまな形で身近な文化財に関わったりしていく新たな契機を創出します。

2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の発生を受け、各学校においては、感染症対策を行なながら、教育活動を工夫して継続してきました。

今後は、本格的に新型コロナウイルスと共生する社会となっていきますが、これまでの経験を生かし、必要な場面では適切な対策を行いながら、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、必要な取組を進めていきます。

1 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス対策の考え方

(1) 平時における感染症対策について

今後も、児童生徒の健康観察や換気の確保、手指衛生の指導などの取組を継続していくますが、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこととします。

平時における主な感染症対策の取組は次のとおりです。

健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するように周知や呼びかけをする。
- ・児童生徒の毎日の体温チェック、提出等は不要とする。

換気の確保

- ・気候上可能な限り常時、困難な場合にはこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ・十分な換気が確保できない場合は、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じる。

手洗い等の手指衛生

- ・登校時や外から教室に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。

清掃・消毒

- ・清掃により清潔な空間を保つ。
- ・清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とする。

(2) 感染流行時における感染症対策について

地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面（各教科、儀式的行事等の学校行事、部活動、給食等の食事をとる場面、登下校、健康診断等）に応じて、一時的に感染症対策の措置を講じることが考えられます。

感染流行時に考えられる主な感染症対策の取組は次のとおりです。

- ・「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話を控えるようにする。
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

(3) 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準として、出席停止の措置を講じることとします。なお、5類移行後は、濃厚接触者としての特定は行われないことから、「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等」や「学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはしないこととします。

また、保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合は、地域や学校における感染状況や、高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの家族の状況等をふまえ、校長が合理的な理由があると判断する場合には、出席停止とすることができることとします。

2 学校におけるマスク着用の見直しへの対応について

令和5年度の新学期以降、学校教育活動では児童生徒にマスクの着用を求めないことを基本としているところですが、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することを推奨していきます。

また、本人や家族に基礎疾患があったり、感染症に対する強い不安からマスクの着用を希望する児童生徒もいるなど、さまざまな事情や理由があることから、学校や教職員が児童生徒にマスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でマスク着用の有無による差別・偏見等がないように、指導をしていきます。

3 三重県教育ビジョンについて

1 現行「三重県教育ビジョン」

教育を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化や急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society 5.0）等が進む中で大きく変化しているとともに、子どもたちを取り巻く課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした社会情勢の変化や課題に的確に対応し、教育施策を着実に進めていくための指針として、令和2年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

「三重県教育ビジョン」は、教育基本法（第17条第2項）に基づいて策定する、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間としています。

2 新たな「三重県教育ビジョン（仮称）」

（1）基本的な考え方

令和4年10月に新しい総合計画として「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」が策定されたことや、新たな「三重県教育施策大綱」の策定に向けた検討が進められていることから、新たな「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定します。

また、現行の「三重県教育ビジョン」と同様に、県の総合計画や教育施策大綱、国の教育振興基本計画をふまえて、学校教育を中心とした教育に関する基本的な計画として策定するとともに、教育基本法に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。

（2）対象範囲

学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）

（3）策定方法

三重県教育改革推進会議での審議を基本として、県立学校長会等の関係団体、児童・生徒等の意見を幅広く聴きながら策定を進めます。また、中間案を策定したうえでパブリックコメントを行い、さまざまな立場の方々の意見もふまえて、3月末を目途に成案とします。

(参考) 現行「三重県教育ビジョン」の基本施策

基本施策 1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育む中で、子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成します。

基本施策 2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和のとれた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりに豊かな未来を創っていく力を育みます。

基本施策 3 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性やニーズに応じた教育、就学前から卒業後までの切れ目のない支援を実施し、自立と社会参画に必要となる力を育みます。

基本施策 4 安全で安心な学びの場づくり

基本施策 1 から 3 の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境をつくります。

基本施策 5 地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策 1 から 3 の実施・展開を支える土台として、保護者や地域の方々等からの信頼を基礎に、学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していくける環境をつくります。

4 県立高等学校の活性化について

1 県立高等学校活性化計画について

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4～8年度までの5年間）に基づき、これから時代を生きていく子どもたちに、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

(1) 活性化の取組

①自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／

探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／

地域に根ざした教育の推進／ＩＣＴの活用による学びの推進

②これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／

グローバル教育の推進

③誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／

日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／

学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

④人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

⑤子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

⑥これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

(2) これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これから時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあります。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととします。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとします。

- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとします。

2 各地域の活性化推進協議会について

(1) 紀南地域

ア 令和4年度の協議

令和7年度に紀南地域全体で1学年の総学級数が5学級となることが見込まれる中、地域の高校がめざすべき教育や役割、10月に実施した中学生や保護者へのアンケート結果等をふまえながら、地域の高校の学びと配置について具体的に検討を重ねたうえで、協議会において意見を集約しました。（6回開催）

イ 今後の進め方

紀南地域協議会において、5学級規模の高校のあり方について意見集約された「協議会のまとめ」を受け、令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して4学級と1学級の校舎制とし、普通科3学級を木本校舎に総合学科1学級を木本校舎および紀南校舎にそれぞれ配置することとします。

今後は、関係者を中心に両校の統合に向け、各校舎で学習することを基本としつつ、両校舎が一体となった活動や連携した授業も行うこと、学校行事や部活動がより魅力的で少しでも多様な活動となるようにすること、教員や生徒が必要に応じて両校舎間を行き来すること、教職員が校舎・学科・課程の枠を越えて連携することなどについて、具体的な検討や準備をはじめるとともに、その内容については協議会に報告し、意見をいただくこととします。

(2) 伊勢志摩地域

ア 令和4年度の協議

令和19年度に伊勢志摩地域全体の1学年の総学級数が現在の32学級から18～21学級規模となることが見込まれる中、15年先を見据えた地域の高校の学びと配置のあり方や、その途上となる令和6年度の4学級減への対応等について、11月に実施した中学生や保護者へのアンケート結果等をふまえながら、検討を重ねたうえで、協議会において意見を集約しました。（6回開催）

イ 今後の進め方

令和4年度に伊勢志摩地域協議会において意見集約された「協議会のまとめ」を受け、地域の高校の学びと配置のあり方について、高校の統合も含め、引き続き協議していきます。

南伊勢高校南勢校舎については、令和6年度から募集停止とすることとし、募集停止後は、南勢校舎に在籍する高校2、3年生の生徒が度会校舎の生徒と共に学ぶ機会を増やすとともに、南勢校舎を活用して通信制高校のサテライト教室を設け、学習支援の環境やこれまで培ってきた地域での学びを提供することについて、ニーズ調査や研究を進めていきます。

(3) 伊賀地域

ア 令和4年度の協議

地域の少子化により、伊賀地域の1学年の総学級数が令和5年度の25学級から令和13年度には19~20学級となることが見込まれる中、「令和元・2年度の協議のまとめ」や、「県立高等学校活性化計画」をふまえ、これから の当地域の県立高校における学びと配置のあり方について協議しました。（2回開催）

イ 今後の進め方

令和4年度の伊賀地域協議会での協議をふまえ、地域の県立高等学校の活性化や今後の学びと配置のあり方についてさらに協議を進めます。

(4) 松阪地域

ア 令和4年度の協議

令和4年度に新たに「松阪地域高等学校活性化推進協議会」を立ち上げました。「県立高等学校活性化計画」や、令和3年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少等の状況をふまえ、松阪地域において15年先に求められる学びや高校のあり方、今後、協議を深めていくための協議会の進め方や必要な視点などについて協議しました。（1回開催）

イ 今後の進め方

令和4年度の松阪地域協議会での協議をふまえ、地域の県立高等学校の活性化や今後の学びと配置のあり方についてさらに協議を進めます。

(5) 津地域および鈴鹿・亀山地域

津地域および鈴鹿・亀山地域においては、令和5年度に新たに活性化協議会を立ち上げます。

3 今後の対応

全ての県立高等学校において、各校の生徒の実態や学校の状況に応じて県立高等学校活性化計画の取組を進めることにより、次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めています。

三重県 中学校卒業者数の推移と予測(含社会増減)

令和4年5月1日 教育政策課調べ

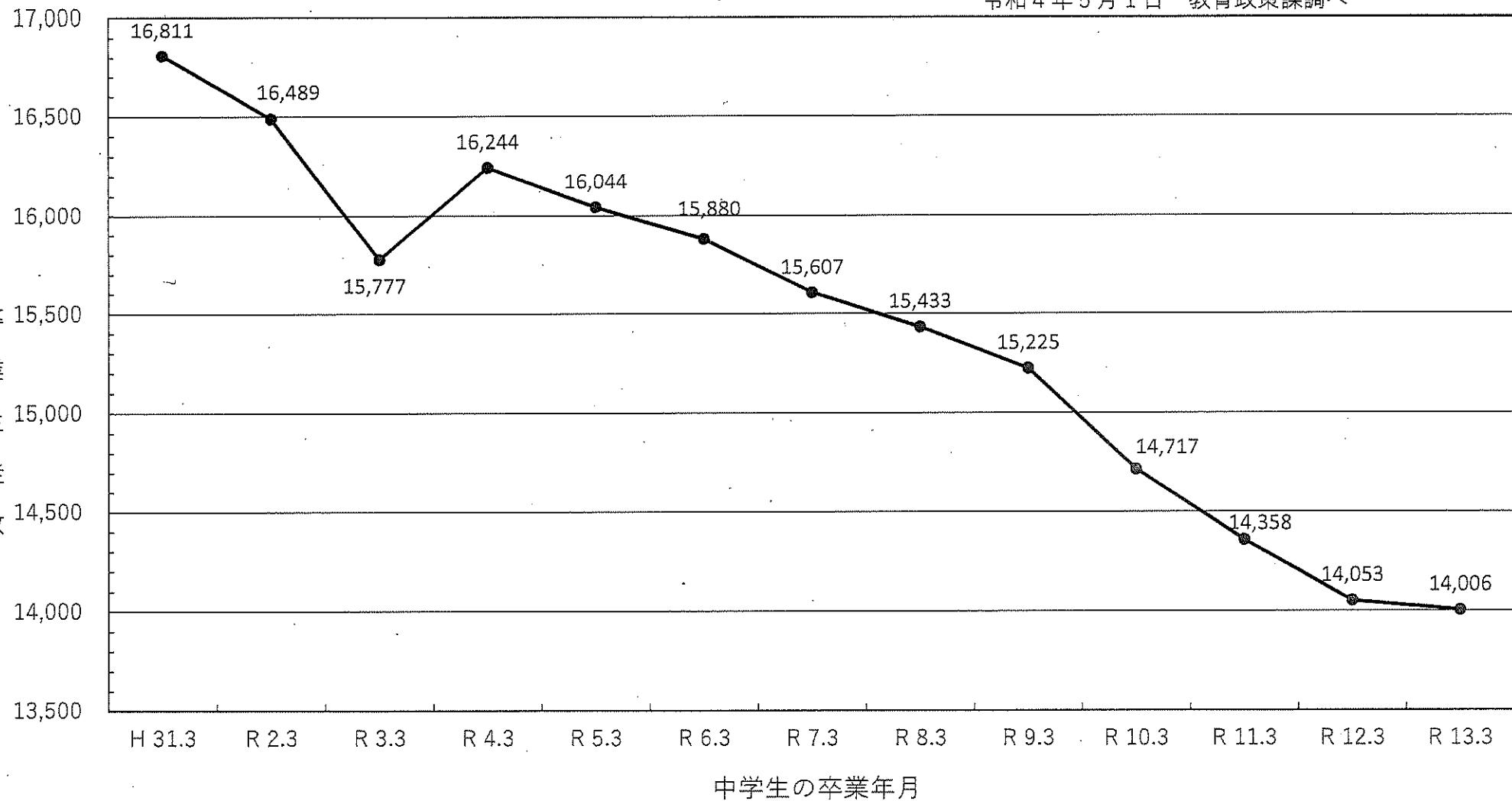
| | | H 31.3 卒業 | R 2.3 卒業 | R 3.3 卒業 | R 4.3 卒業 | R 5.3 現中3 | R 6.3 現中2 | R 7.3 現中1 | R 8.3 現小6 | R 9.3 現小5 | R 10.3 現小4 | R 11.3 現小3 | R 12.3 現小2 | R 13.3 現小1 |
|------|--------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 桑名 | 卒業者数 | 2,048 | 1,986 | 1,941 | 1,972 | 1,976 | 1,950 | 1,968 | 1,914 | 1,920 | 1,876 | 1,841 | 1,811 | 1,749 |
| | 前年度対比 | | -62 | -45 | 31 | 4 | -26 | 18 | -54 | 6 | -44 | -35 | -30 | -62 |
| | R4.3対比 | | | | | 4 | -22 | -4 | -58 | -52 | -96 | -131 | -161 | -223 |
| 四日市 | 卒業者数 | 3,637 | 3,578 | 3,418 | 3,649 | 3,433 | 3,429 | 3,435 | 3,499 | 3,370 | 3,328 | 3,250 | 3,090 | 3,195 |
| | 前年度対比 | | -59 | -160 | 231 | -216 | -4 | 6 | 64 | -129 | -42 | -78 | -160 | 105 |
| | R4.3対比 | | | | | -216 | -220 | -214 | -150 | -279 | -321 | -399 | -559 | -454 |
| 小計 | 卒業者数 | 5,685 | 5,564 | 5,359 | 5,621 | 5,409 | 5,379 | 5,403 | 5,413 | 5,290 | 5,204 | 5,091 | 4,901 | 4,944 |
| | 前年度対比 | | -121 | -205 | 262 | -212 | -30 | 24 | 10 | -123 | -86 | -113 | -190 | 43 |
| | R4.3対比 | | | | | -212 | -242 | -218 | -208 | -331 | -417 | -530 | -720 | -677 |
| 鈴鹿 | 卒業者数 | 2,458 | 2,416 | 2,259 | 2,409 | 2,224 | 2,428 | 2,261 | 2,230 | 2,206 | 2,084 | 2,099 | 2,093 | 2,046 |
| | 前年度対比 | | -42 | -157 | 150 | -185 | 204 | -167 | -31 | -24 | -122 | 15 | -6 | -47 |
| | R4.3対比 | | | | | -185 | 19 | -148 | -179 | -203 | -325 | -310 | -316 | -363 |
| 津 | 卒業者数 | 2,614 | 2,686 | 2,586 | 2,520 | 2,645 | 2,626 | 2,524 | 2,520 | 2,448 | 2,422 | 2,364 | 2,316 | 2,286 |
| | 前年度対比 | | 72 | -100 | -66 | 125 | -19 | -102 | -4 | -72 | -26 | -58 | -48 | -30 |
| | R4.3対比 | | | | | 125 | 106 | 4 | 0 | -72 | -98 | -156 | -204 | -234 |
| 伊賀 | 卒業者数 | 1,503 | 1,449 | 1,429 | 1,455 | 1,420 | 1,406 | 1,396 | 1,316 | 1,342 | 1,292 | 1,247 | 1,199 | 1,172 |
| | 前年度対比 | | -54 | -20 | 26 | -35 | -14 | -10 | -80 | 26 | -50 | -45 | -48 | -27 |
| | R4.3対比 | | | | | -35 | -49 | -59 | -139 | -113 | -163 | -208 | -256 | -283 |
| 小計 | 卒業者数 | 6,575 | 6,551 | 6,274 | 6,384 | 6,289 | 6,460 | 6,181 | 6,066 | 5,996 | 5,798 | 5,710 | 5,608 | 5,504 |
| | 前年度対比 | | -24 | -277 | 110 | -95 | 171 | -279 | -115 | -70 | -198 | -88 | -102 | -104 |
| | R4.3対比 | | | | | -95 | 76 | -203 | -318 | -388 | -586 | -674 | -776 | -880 |
| 松阪 | 卒業者数 | 1,931 | 1,924 | 1,801 | 1,844 | 1,937 | 1,843 | 1,855 | 1,804 | 1,778 | 1,748 | 1,573 | 1,616 | 1,612 |
| | 前年度対比 | | -7 | -123 | 43 | 93 | -94 | 12 | -51 | -26 | -30 | -175 | 43 | -4 |
| | R4.3対比 | | | | | 93 | -1 | 11 | -40 | -66 | -96 | -271 | -228 | -232 |
| 伊勢 | 卒業者数 | 2,079 | 1,966 | 1,827 | 1,879 | 1,928 | 1,723 | 1,755 | 1,716 | 1,731 | 1,572 | 1,561 | 1,590 | 1,549 |
| | 前年度対比 | | -113 | -139 | 52 | 49 | -205 | 32 | -39 | 15 | -159 | -11 | 29 | -41 |
| | R4.3対比 | | | | | 49 | -156 | -124 | -163 | -148 | -307 | -318 | -289 | -330 |
| 尾鷲 | 卒業者数 | 237 | 228 | 242 | 248 | 220 | 212 | 182 | 193 | 199 | 155 | 163 | 138 | 149 |
| | 前年度対比 | | -9 | 14 | 6 | -28 | -8 | -30 | 11 | 6 | -44 | 8 | -25 | 11 |
| | R4.3対比 | | | | | -28 | -36 | -66 | -55 | -49 | -93 | -85 | -110 | -99 |
| 熊野 | 卒業者数 | 304 | 256 | 274 | 268 | 261 | 263 | 231 | 241 | 231 | 240 | 260 | 200 | 248 |
| | 前年度対比 | | -48 | 18 | -6 | -7 | 2 | -32 | 10 | -10 | 9 | 20 | -60 | 48 |
| | R4.3対比 | | | | | -7 | -5 | -37 | -27 | -37 | -28 | -8 | -68 | -20 |
| 小計 | 卒業者数 | 4,551 | 4,374 | 4,144 | 4,239 | 4,346 | 4,041 | 4,023 | 3,954 | 3,939 | 3,715 | 3,557 | 3,544 | 3,558 |
| | 前年度対比 | | -177 | -230 | 95 | 107 | -305 | -18 | -69 | -15 | -224 | -158 | -13 | 14 |
| | R4.3対比 | | | | | 107 | -198 | -216 | -285 | -300 | -524 | -682 | -695 | -681 |
| 県内合計 | 卒業者数 | 16,811 | 16,489 | 15,777 | 16,244 | 16,044 | 15,880 | 15,607 | 15,433 | 15,225 | 14,717 | 14,358 | 14,053 | 14,006 |
| | 前年度対比 | | -322 | -712 | 467 | -200 | -164 | -273 | -174 | -208 | -508 | -359 | -305 | -47 |
| | R4.3対比 | | | | | -200 | -364 | -637 | -811 | -1,019 | -1,527 | -1,886 | -2,191 | -2,238 |

三重県中学校卒業者数の推移と予測（含社会増減）

グラフ

令和4年5月1日 教育政策課調べ

27
卒業生徒数



県立高等学校（全日制）学級数一覧（平成29年度第1学年）

| 地域名 | 2学級 | 3学級 | 4学級 | 5学級 | 6学級 | 7学級 | 8学級 | 9学級 | 学校数 |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------------------|--|--------------------------|------------------------------|--------------|-----|
| 桑名 | | | 桑名工（工） | | 桑名北（普） | | 桑名西（普） いなべ総合（総） | 桑名（ （普理看） | 5 |
| 四日市 | | | 菰野（普） | | 朝明（普福） 四郷（普） 四中工（工） 四日市農芸 (農家) | 四日市商（商） 四日市西（普） | 川越（普英） 四日市南（普） 四日市工（工） | 四日市（普） | 11 |
| 鈴鹿・ 亀山 | | | 石薬師（普） 飯野（他英） | | 白子（普家） 稻生（普体） 亀山 (普情家) | | 神戸（普理） | | 6 |
| 津 | | 白山（普商） | | | 津工（工） 久居（普） 久居農林 (農家) | 津商（商） | 津西（普国） 津東（普） | 津（普） | 8 |
| 松阪 | 飯南（総） 昂学園（総） | | | 松阪商（商国） | 松阪工（工） 相可（普農家） | | 松阪（普理） | | 6 |
| 伊勢 志摩 | 鳥羽（総） 水産（水） | 南伊勢（普） 志摩（普） | | 伊勢工（工） 宇治山田商（商） 明野（農家福） | 宇治山田（普） | | 伊勢（普） | | 9 |
| 伊賀 | あけぼの学園（総） | | | 名張（総） | | 上野（普理） 伊賀白鳳 (工商農福) | 名張青峰（普） | | 5 |
| 東紀州 | | 紀南（普） | | 木本（普総） | 尾鷲（普商工） | | | | 3 |
| 学校数 | 5 | 4 | 4 | 6 | 15 | 5 | 11 | 3 | 53 |

県立高等学校（全日制）学級数一覧（令和5年度第1学年）

| 地域名 | 2学級 | 3学級 | 4学級 | 5学級 | 6学級 | 7学級 | 8学級 | 9学級 | 学校数 |
|-----------|-----------------------------------|--------|--------------------------|-------------------------|--------------------------------|--------------------|-------------------|-----|-----|
| 桑名 | | | 桑名工（工） | 桑名北（普） | | 桑名西（普） いなべ総合（総） | 桑名（ （普理看） | | 5 |
| 四日市 | | | 菰野（普） 朝明（普福） 四郷（普） | 四中工（工） 四日市農芸 (農家) | 四日市商（商） 四日市西（普） | 四日市工（工） 川越（普英） | 四日市（普） 四日市南（普） | | 11 |
| 鈴鹿・ 亀山 | | 石薬師（普） | 飯野（他英） 稻生（普体） | 亀山 (普情家) | 白子（普家） | 神戸（普理） | | | 6 |
| 津 | 白山（普商） | | | 久居（普） | 津工（工） 津商（商） 久居農林 (農家) | 津東（普） | 津（普） 津西（普国） | | 8 |
| 松阪 | 飯南（総） 昂学園（総） | | 松阪商（商） | 相可（普農家） 松阪工（工） | | | 松阪（普理） | | 6 |
| 伊勢 志摩 | 南伊勢（普） 鳥羽（総） 志摩（普） 水産（水） | | 伊勢工（工） 明野（農家福） | 宇治山田（普） 宇治山田商（商） | | 伊勢（普） | | | 9 |
| 伊賀 | あけぼの学園（総） | | | 名張（総） | 上野（普理） 名張青峰（普） | 伊賀白鳳 (工商農福) | | | 5 |
| 東紀州 | 紀南（普） | | 木本（普総） | 尾鷲（普商工） | | | | | 3 |
| 学校数 | 9 | 1 | 10 | 11 | 8 | 8 | 6 | 0 | 53 |

※伊賀白鳳、尾鷲の2校は、35、30人学級を実施

・伊賀白鳳 35×6+30×1=240

・尾鷲 35×2+30×3=160

学科名略称: (普) 普通科、(総) 総合学科、(工) 工業科、(農) 農業科、(福) 福祉科、(家) 家庭科、(理) 理数科

(看) 看護科、(英) 英語科、(国) 国際科、(情) 情報科、(水) 水産科、(体) 体育科、(他) その他(応用デザイン)

5 防災教育・学校施設の整備について

1 現状と課題

- (1) 東日本大震災で明らかになった、災害発生時の学校の対応や避難経路の確保などの課題をふまえ、防災教育の見直しや取組の強化を進めてきましたが、南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風や集中豪雨等の大規模災害から児童生徒の命を守るとともに、児童生徒が自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、デジタルコンテンツを活用した防災学習など、新たな手法も取り入れながら、学校における防災教育を一層推進する必要があります。また、学校と家庭や地域が連携して、防災力の強化を図ることが重要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで実践していた取組を中止した学校もあり、連携した取組の実践に向けた支援に取り組む必要があります。
- (2) 大川小学校津波訴訟判決（令和元年10月）を受けて、文部科学省から、「想定を上回る災害発生に備えて、複数の避難場所・避難経路を設定すること」、「教職員が迅速かつ的確に判断・行動できるようすること」など、これまで以上の防災体制を学校で構築する通知が出されたことをふまえ、各学校では、危機管理マニュアルの点検・見直しを行い、教職員による確認・周知を徹底してきました。引き続き、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応など、新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて、適時に必要な見直しを行っていきます。また、大規模災害発生時には、多くの学校が地域住民の避難所としての役割を担うことから、教職員を対象とした防災に関する研修等を通じて、避難所の運営や被災した児童生徒の心のケアなど、教職員の実践的な災害対応力の向上を図る必要があります。
- (3) 県立学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなる施設です。施設の安全・安心を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化実施計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、電気設備の更新など、施設・設備の機能向上にも取り組む必要があります。

2 令和5年度の主な取組

(1) 防災教育の推進

①防災ノート、デジタルコンテンツを活用した防災教育

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に防災ノートを配布するとともに、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。

○防災ノート

- ・ 小学生低学年版、小学生高学年版、中学生版、高校生版を作成し、各学校の新入生および小学校の新4年生に配布。
- ・ ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語による外国語版を作成。

○デジタルコンテンツを活用した防災教育

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従来どおりの避難訓練などの取組が難しい状況が生じたため、令和3年度に、地震発生時の状況を模擬体験できる防災学習用「360度地震体験動画」を作成。併せて、ポータルサイト「学校防災みえ」をリニューアル。
- ・ 防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災教育の実践方法を紹介するなど、児童生徒が災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を、より効果的に身につける防災教育を推進。

②学校と地域、家庭が連携した防災教育

- ・ 学校防災アドバイザー等を学校に派遣し、地域、家庭と連携した防災訓練や体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、避難所運営体験等）のプログラム作りのアドバイスや、実践のサポート。
- ・ 防災ノートや一人一台学習端末を家庭に持ち帰って、家族と一緒に防災学習に取り組むことを推進。

（2）学校における防災体制に係る支援

①防災体制の整備

市町教育委員会、県立学校を訪問して、ハザードマップなどの想定を上回る災害が発生した場合にも対応できる備えや、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応など、各学校における防災体制や危機管理マニュアルについて確認や助言を行います。

また、各学校に配置する学校防災リーダーを対象とした防災研修に、災害時の学校運営等を経験した講師による講話や、学校が避難所となった場合の運営体験メニューを取り入れるなど、防災教育や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

②県立学校の指定避難所指定

市町から県立学校を指定避難所として活用したい旨の依頼があつた際には、積極的に対応するよう県立学校に周知するとともに、避難所の指定が円滑に進められるよう、支援します。

(3) 災害時の学校支援体制の整備

令和2年度から設置している、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」について、チーム隊員のスキルアップを図るとともに、災害が発生した際には、被災した学校に隊員を派遣して、学校の早期再開に向けた支援を行います。

- ・三重県災害時学校支援チーム隊員：78名（令和5年4月現在）

(4) 学校施設の整備

①県立学校

令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に老朽化対策や普通教室棟のトイレの洋式化を取り組みます。あわせて、学校施設のバリアフリー化に向け、多機能トイレの整備を行います。また、省エネルギー化を推進するため、普通教室の照明のLED化を進めます。

②公立小中学校

非構造部材の耐震対策工事や老朽化対策、またバリアフリー化の整備等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

6 学校における働き方改革の推進について

1 時間外労働時間削減に向けた取組

(1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。

令和元年12月に給特法が改正され、各教育委員会は、所管する学校の教育職員の時間外労働の上限を月45時間、年360時間とする規則および方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等の学校における働き方改革を進めてきたところです。

令和4年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数とすべての教職員に対する割合は、小学校で約648人(9.3%)、中学校で約1,070人(28.2%)、県立学校で約422人(9.3%)となり、令和3年度と比べて増加しました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常の状況であった令和元年度との比較では、小学校で49.5%減、中学校で27.9%減、県立学校で22.1%減となっています。これまで継続してきた学校における働き方改革の取組により、令和元年度と比較すると減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

各教育委員会および学校は、教職員の長時間労働の解消に向け、業務の削減や見直しを進め、学校における働き方改革をなお一層推進する必要があります。

【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数の推移】

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------------|------------|------------|--------------|
| 小学校 | 1,282(18.1%) | 678(9.6%) | 631(9.0%) | 648(9.3%) |
| 中学校 | 1,484(39.2%) | 883(23.3%) | 873(23.0%) | 1,070(28.2%) |
| 県立学校 | 542(12.4%) | 235(5.0%) | 253(5.6%) | 422(9.3%) |

※()内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

(2) 今後の取組

令和5年度は、引き続き、県教育委員会および市町教育委員会と学校が一体となって、総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した3項目(定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮)に取り組むほか、地域人材・専門人材を活用した教職員の業務負担軽減、ICTを活用した業務の効率化、学校および教職員が担う業務の見直し、各学校の総勤務時間縮減に向けた課題を解決するための主体的な取組の推進、中学校における休日の部活動の地域移行を含む部活動改革に取り組みます。

また、昨年度に引き続きスクール・サポート・スタッフを全ての公立学校に配置するほか、部活動指導員を172名(50名増)配置します。加えて、スクールカウンセラー(68,557時間 4.4%増)およびスクールソーシャルワーカー(24,624時間 48.2%増)の配置時間を拡充します。

2 教職員の健康管理について

(1) 現状と課題

教職員のメンタルヘルスの不調には、「本人が気づきにくい」、「周りに相談できず一人で抱え込みがちである」、「再発しやすい」、「採用時や異動後など環境の変化があった場合に生じやすい」といった特徴があることをふまえ、予防対策、不調者への早期対応、復職支援および再発防止の各段階での取組を行っています。

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和2年度の0.48%(在職者数14,659人のうち71人)に対し、令和3年度は0.56%(在職者数14,504人のうち81人)であり、全国状況と同様、増加となりましたが、令和2年度に引き続き全国平均は下回っています。

現状として、全国平均は下回っている状況ではあるものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状況が続いていることから、臨床心理士や精神科医の専門家からの助言もふまえ、令和4年度より管理職が早期に適切な対応がとれるよう管理職向けの相談窓口の開設、管理職研修の内容の充実、スクールカウンセラーと連携した相談受付体制の拡充、新規採用者や異動者の交流の機会の促進、再休職を予防するためリワーク支援員派遣期間の延長と新たな取組を推進しているところです。

三重県および全国の教育職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合(単位:%)

| | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| 三重県 | 0.59 | 0.65 | 0.65 | 0.65 | 0.58 | 0.59 | 0.48 | 0.56 |
| 全 国 | 0.55 | 0.54 | 0.53 | 0.55 | 0.57 | 0.59 | 0.57 | 0.64 |

(2) 今後の取組

教職員のメンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、引き続き、以下の取組を進めてまいります。

①予防対策

(ア) 各種研修

ここでの健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が、所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象として実施します。異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員に対しては、職員同士が繋がりや悩みを共有できる機会や産業医との面談の場を設けるよう取り組み、メンタルヘルス不調の予防に努めます。

(イ) ストレスチェック

教職員のストレスへの気づきや職場環境の改善を通じて、メンタル不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施します。「ストレスチェック」の結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

②メンタルヘルス不調者への早期対応

ここでの不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

また県立学校の管理職が利用できる事業や制度などを相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ」事業の拡充について検討していきます。

③復職支援および再発防止

療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に慣れるため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を実施し、復職後、最大2年間、臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止を図っていきます。

7 不祥事根絶に向けた対応策について

教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを認識し、信頼される学校・教職員であり続けるために、令和3年3月に策定した「不祥事根絶に向けた対応策について」に基づき、県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶に向けて全力で取組を進めているところです。

今後も、県教育委員会に設置した「コンプライアンス推進委員会」を随時開催し、校内研修で活用する研修題材を作成するなど、学校の取組を支援します。

各市町教育委員会に対しては、市町教育長会議において県教育委員会の取組を参考に、不祥事根絶に向けたより実効性のある取組を、それぞれが主体的に進めよう依頼しました。

不祥事の根絶に向けた取組状況は、以下のとおりです。

1 信頼される学校であるための行動計画

各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を検討しています。各学校の「信頼される学校であるための行動計画」にこれらを記載し、校長のリーダーシップのもと取り組んでいます。

県教育委員会は、校長の期首面談等を用いて、進捗状況の確認や助言を行うとともに、優良な取組事例を全県立学校に周知し、実施を働きかけます。

2 初任者研修および年次別研修

年度当初の初任者研修において、コンプライアンスについての研修を実施する際、初任者に対して、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させます。

教職6年次研修および中堅教諭等資質向上研修においても、コンプライアンスについての研修を実施し、教員としてあるべき姿を改めて考え方を設けます。

提出されたレポートについては、令和6年度以降、新規採用者が教職6年次研修を受講する際など、5年後の年次別研修で返却し、その当時記載した内容を振り返り、改めて教員としてのあり方等を見直す機会を持つ予定です。

3 講師等の研修の見直し

講師等の研修を見直し、常勤の講師等は、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を3年に1回受講し、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出することとしています。

また、非常勤講師を含む講師全員に、各学校で年度当初に「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや講師の服務等について、校長が研修を行います。

4 教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの作成、活用

令和3年9月、服務の基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を作成しました。県立学校において、コンプライアンス・ミーティング等で、これまで教育委員会が作成した資料や通知等とあわせて活用し、不祥事の根絶に取り組んでいます。

5 管理職向けマニュアル「不祥事の未然防止に向けて」の作成、活用

令和4年3月、学校における不祥事を未然に防止するためのリスクマネジメントと、万が一不祥事が起きた場合、その影響を最小限に抑えるための初動対応をとりまとめた「管理職向けマニュアル『不祥事の未然防止に向けて』」を作成しました。県立学校において、本冊子を活用しながら各学校に応じた方策を検討し、不祥事の未然防止に取り組んでいます。

6 教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を、令和3年度の県立高等学校および特別支援学校高等部の生徒に加え、令和4年度には特別支援学校中学部、公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒まで拡げて実施し、各学校で生徒へのかかわり方を見直す機会を設けました。

今後もアンケート調査により実態を把握し、回答結果の周知と自らの言動の振り返りを継続することにより、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校となるよう、引き続き取り組んでいきます。

7 わいせつ行為の未然防止に向けた研修資料の作成

盗撮事案が令和4年度も発生したことから、警察や医療従事者の意見や当該校の取組などをふまえ、各学校において「わいせつ行為や盗撮行為をしない、させない、見逃さない」という意識を高めることができるよう、新たな研修資料を作成しました。

令和5年4月、各市町教育委員会および県立学校に配布し、わいせつ行為の未然防止に向けた研修に取り組むよう周知しました。

8 小中学校教育について

平成29年3月31日に改訂された幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は令和2年度から、中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施されています。

特に、「GIGAスクール構想」の推進、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を引き続き進めしていく必要があります。

1 道徳教育の充実

生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題の発生、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が懸念される中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力等を向上していくため、「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことが求められています。このことから、各学校における道徳科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

① 県全体での道徳教育の充実を図るため、道徳教育推進教師や各市町道徳教育担当指導主事を対象とした道徳教育推進会議等を開催し、道徳教育アドバイザーを招聘した研修や情報交換および協議を行います。

また、好事例の学習指導案を、県教育委員会のWebサイトやクラウド上に掲載していきます。

② これまでの実践研究の成果や道徳教育アドバイザーの派遣による授業実践の好事例をまとめた「道徳科の指導資料集」(令和2年3月・県教育委員会作成)の活用を促すとともに、引き続き、道徳教育アドバイザー（2名）を学校へ派遣し、効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。

③ 道徳教育実践推進地域に指定した市町を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。（実践推進地域：四日市市、名張市）

④ いじめ防止につながる道徳教育の充実を図るため、指導者用補助資料の作成、小中学校等校長・道徳教育推進教師を対象にした研修会の実施、いじめ防止につながる道徳教育年間指導モデルの構築・普及を行います。

2 ICT 教育の推進

Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められます。整備された1人1台学習端末の効果的な利活用を進め、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を図るため、以下の取組を進めます。

① 県内におけるICT教育のさらなる推進に向け、公立小中学校におけるICT端末等の効果的な利活用の促進やICT環境の整備等の充実を図るため、市町教育委員会に対するコンサルティング業務として、支援対象市町へのヒアリング等により、その課題解決に向けた具体的な対応策の提示や助言等の支援を行います。

- ② セキュリティや教育コンテンツ、授業での効果的な活用に関する助言を行うセキュリティアドバイザー（1名）や教育コンテンツアドバイザー（3名）を市町教育委員会や小中学校に派遣し、1人1台端末の効果的な利活用を推進します。
- ③ 令和2年度から継続して市町教育委員会と県教育委員会の担当者がICT教育についての情報共有や取組の実施を目的に協議を行う「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を定期的に開催し、情報交換を行うとともに最新の知見や優良事例の共有等を図ってきました。令和5年度は、コンサルティングを行う学校DXアドバイザー等も参画し、県ICT教育推進連絡協議会（仮称）を設置し、公立小中学校におけるICT端末等の効果的な利活用の促進やICT環境の整備等の充実を図るための支援基盤として、引き続き定期的に情報共有や意見交換を行います。
- ④ 昨年度に引き続き、県内各小中学校の教員や各市町関係者を対象に、ICT機器を効果的に用いた児童生徒の学びの深化を図ることを目的として、令和5年度ICT教育実践交流会（仮称）を開催します。
- ⑤ 県教育委員会と市町教育委員会や学校との共有データベースを運用し、県内の優良事例や動画マニュアル等の共有を図ります。

3 幼児教育の推進（三重県幼児教育センターの取組）

現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針等においては、「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」が共通して示されるなど、小学校以降の教育を見据え、内容の整合性が図られています。幼児教育・保育のより一層の質の向上が求められるとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組を充実する必要があることから、以下の取組を進めます。

- ① 県教育委員会事務局内に設置した三重県幼児教育センターから、県内の園を訪問して助言・支援を行う幼児教育アドバイザー、市町の幼児教育推進への助言を行う幼児教育スーパーバイザーを派遣します（計6名）。
- ② 市町や幼稚園等における保育者的人材育成を支援するため、県主催研修において保育者のライフステージと資質能力毎に整理・見える化した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進していきます。
- ③ 保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うこと目的に、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した取組を市町と連携しながら進めるとともに、各地での保幼小接続の一層の充実が図れるように、保幼小教員等を対象とした保幼小接続に関する幼児教育推進協議会を実施します。
- ④ 就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの活用を促進します。

4 夜間中学に関する取組、検討

教育機会確保法の成立以降、三重県における夜間中学などの義務教育段階の学び直しの在り方について、県教育委員会を中心に検討を進めてきました。令和元年度および令和2年度に県内のニーズ調査の実施、令和2年度に有識者を交えた検討委員会の開催、令和3年度および令和4年度に夜間学級体験教室「まなみえ」の開催、令和4年度に夜間中学入学希望調査の実施を行いました。

① 夜間中学の必要性について

令和2年実施の国勢調査の結果によれば、自らの最終卒業学校を「小学校」又は「未就学」と回答した方は、県内に約1.7万人在住していることが明らかとなっています。

しかし、現在、県内市町が設置する中学校で、学齢を経過した者を広く受け入れることが可能な学校はありません。県教育委員会で実施したニーズ調査、夜間学級体験教室および夜間中学入学希望調査（以下「県調査等」という。）においては、15歳以上で「夜間中学に入学して学びたい」とのニーズを持つ県民が一定数存在することが確認できました。

② 設置者について

県調査等で認められたニーズが12の市町に及んでおり、特定の市や町のみに大きな偏りが見られない中、夜間中学を設置するにあたっては、設置場所の市町以外からも入学を希望する方を受け入れることを想定した制度設計、運用が必要です。

また、多様な背景のある学齢経過者を生徒として受け入れるための適切な指導の在り方を模索する上では、県内市町や県外も含めた知見を収集しながら、新しい学校像を模索していくことが重要です。これらのことから、本県においては、まずは県が設置者となって、夜間中学の開校をめざすことが適當であり、令和4年10月に県立の夜間中学を設置する方針を表明しました。

③ 三重県における公立夜間中学設置等に係るワーキングチーム

市町および県が、緊密な連携のもと、三重県における公立夜間中学の設置等に関する諸課題について、情報共有を図るとともに、課題解決の方策の検討を行い、共同で対策を講じていくことを目的として、「三重県における公立夜間中学設置等に係るワーキングチーム」を設置しました。令和4年10月から令和5年3月まで、ワーキングチームを5回開催しました。

④ 夜間学級体験教室「まなみえ」について

令和3年度から開催している夜間学級体験教室「まなみえ」については、令和5年度も継続して開催し、習熟度別授業のほか、令和4年度から引き続き行っている校外学習やオンライン学習発表会なども計画しています。なお、「まなみえ」で得られた知見については、県立夜間中学の在り方の検討に積極的に活用します。

⑤ 今後の取組について

県教育委員会では、令和5年度、新たに小中学校教育課に夜間中学設置準備班を設置し、令和7年度の県立夜間中学の開校に向けて、必要な取組を進めていきます。令和6年度内に開校に必要な施設整備を行う必要があることから、速やかに設置場所を決定します。

本県にふさわしい新たな学びの場として、県立夜間中学における学びの姿の具体化や関係機関との連携の推進を図るため、令和5年度は、有識者や関係機関を含めた協議会を開催します。また、県教育委員会における検討状況を市町教育委員会と共有し、県・市町相互の協働関係の深化を図るため、ワーキングチームを連絡会議として定期的に開催することとします。

9 学力の育成について

I 学力の育成

学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジしようとする気持ちを高め、将来の夢を実現する可能性や選択肢の拡大につながります。子どもたちが学ぶ楽しさを実感し、主体性を持って他者と協働した学びを進めることが大切です。

学習指導要領をふまえた授業改善や個に応じた指導の着実な実施、児童生徒の学習内容の定着状況の確認を進めるとともに、学習習慣・生活習慣・読書習慣の改善について、学校・家庭・地域が一体となった取組が進むよう支援します。

1 令和4年度全国学力・学習状況調査結果

- 平均正答率が全国平均を上回った教科は、中学校数学の1教科にとどまり、小学校国語、算数は昨年度と比べ、全国との差が開きました。
- 児童生徒質問紙調査結果は、全国と比較してテレビゲームや動画視聴の時間が長く、学習時間や読書時間が短い状況が続いている。

【参考】

<令和4年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果>

() の数値は、全国との差を示します。

① 平日の学習時間（1時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 小学生 | 61.6(-2.8) | 62.7(-3.5) | 64.2(-1.9) | 59.6(-2.9) | 56.5(-2.9) |
| 中学生 | 66.5(-3.1) | 67.5(-3.1) | 67.5(-2.3) | 73.3(-2.6) | 68.5(-1.0) |

② 休日の学習時間（1時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 |
|-----|------------|-----|-----|------------|------------|
| 小学生 | 47.9(-9.4) | — | — | 53.4(-7.6) | 48.2(-7.9) |
| 中学生 | 62.0(-7.4) | — | — | 70.9(-6.7) | 64.7(-6.1) |

③ 平日のテレビゲームの時間（3時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 |
|-----|------------|-----|-----|------------|------------|
| 小学生 | 19.4(+1.8) | — | — | 31.4(+2.4) | 33.1(+2.4) |
| 中学生 | 23.6(+2.2) | — | — | 38.9(+6.6) | 33.4(+3.6) |

④ 平日のSNSや動画視聴などの時間（3時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 |
|-----|-----|-----|-----|----|------------|
| 小学生 | — | — | — | — | 21.3(+1.6) |
| 中学生 | — | — | — | — | 33.4(+3.9) |

⑤ 授業時間以外の読書時間（平日10分以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 小学生 | 61.8(-1.5) | 64.4(-1.8) | 63.9(-1.8) | 58.6(-2.6) | 56.8(-2.8) |
| 中学生 | 47.7(-3.7) | 49.6(-3.9) | 45.5(-4.9) | 46.1(-4.0) | 44.1(-4.5) |

2 みえスタディ・チェック

(1) 目的

- ・児童生徒が自らの学習内容の定着状況を確認し、目標を持って主体的に学習に取り組む意欲を育みます。

(2) 実施学年等（県独自で平成26年度から実施）

| | 第1回 | 第2回 |
|-------|----------------------------------|--|
| 学年 | 小学校第4、5学年 中学校第1、2学年 | 小学校第5学年 中学校第2学年 |
| 人数 | 各学年15,000人×4学年 | 各学年15,000人×2学年 |
| 実施期間 | 4～5月 | 1～2月 |
| 時間 | 小学校1教科25分または45分 中学校1教科50分 | 小学校1教科45分 中学校1教科50分 |
| 教科 | 国語、算数・数学、理科 ＊理科は、小学校第4学年は実施なし | 国語、算数・数学、理科 ＊理科は、3年に1回程度実施 ＊令和5年度は、理科は実施なし |
| アンケート | 学習や生活等に関する質問（19項目） | |

(3) CBT化による実施

①開始時期

- ・令和3年度第2回（令和4年1～2月）

②概要

- ・みえスタディ・チェックの設問を児童生徒の端末に提供して、児童生徒が端末上で解答します。記述式問題については、紙媒体で配付する解答用紙に記入します。
- ・みえスタディ・チェックの設問ごとに、正解の場合はさらに難しい問題を、不正解の場合は学習内容を遡った問題を端末に提供します。本県の経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」に関する設問は、さらに1問提供します。あわせて、設問ごとの解説と、正解の場合のアドバイス文、不正解の場合のアドバイス文を提供します。
- ・児童生徒は、みえスタディ・チェック終了後、自分の端末ですぐに設問ごとの正解・不正解を確認することができます。
- ・教員は、みえスタディ・チェック終了後、すぐに自動採点・集計が行われることにより、児童生徒一人ひとりや学校、学級の強み・弱み、経年比較、どの問題でどれぐらいの児童生徒がつまずいているのかを即时に把握できます。

3 令和5年度の取組

(1) 市町教育委員会との連携

- ・各学校における学力向上の取組が進むよう、各市町教育委員会と、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果をふまえた意見交換を行います。授業力向上に向けた研修等の支援を行うとともに、学習習慣等の確立に向けた取組を進めます。

(2) 授業改善および学習内容の理解・定着を図るための取組

①効果的な少人数指導の推進

- ・効果的な少人数指導を推進するため、指導主事や学力向上アドバイザーが少人数指導推進校を計画的に訪問して、校長との懇談を行うとともに、国語のチーム・ティーチング（以下「TT」という。）および算数・数学の習熟度別指導の指導方法等について指導・助言を行います。
- ・みえスタディ・チェックの結果や少人数指導推進校の児童生徒を対象としたアンケート結果に基づいた検証を進め、効果が見られた指導方法等について研修会等を通じて水平展開します。

②授業改善および理解・定着を図る取組

- ・学習指導要領で求められている資質・能力を育成するための授業改善がさらに進むよう、教員を対象に国の調査官を招聘し、提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会を開催します。
- ・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック等を活用し、学力向上に向けた学校全体の計画的な取組を促進します。あわせて、国語、算数・数学の単元別ワークシートや、経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」について学び直しができるワークシートを学習端末に提供し、つまずきの克服につなげます。

(3) 学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立

- ・みえスタディ・チェックにおいて、「学習や生活等に関する質問」を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行います。
- ・学校・家庭・地域がともに学ぶ機会の提供や、三重県PTA連合会と連携した家庭学習の習慣化の啓発、学習端末を活用した学習習慣等の改善に向けた取組を進めます。

II 少人数教育

1 令和4年度までの取組と課題

(1) 少人数学級の取組

小学校1・2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、令和4年5月1日現在、小学校1年生では88.3%、2年生では90.1%の学級が30人以下となり、中学校1年生では95.0%の学級が35人以下となりました。加えて、国を先取りする形で小学校4年生を35人学級としました。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和4年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。引き続き、少人数学級を実施し、基本的生活習慣の定着と学力の向上を図り、安全で安心に学べる環境を確保することが必要です。

(2) 少人数指導の取組

- ・平成 28 年度から、少人数指導のより効果的な指導方法等を検証するため、実践推進校を指定し、習熟度別指導の研究・検証を実施しました。学習内容の定着に係る効果は、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックを活用し、学習に対する意欲については、児童生徒アンケートを実施し、検証しました。
- ・平成 28、29 年度の実践推進校において、算数・数学では、習熟度別指導がより効果が見られたことをふまえ、平成 30 年度から少人数指導の加配配置校において、算数・数学の少人数指導に取り組む学年については、総授業時数の 70%以上で習熟度別指導を実施することとしました。
- ・平成 29 年度から毎年、実践推進校での指導のポイントや実践事例を「効果的な少人数指導推進ガイドブック」としてまとめ、各学校に周知してきました。また、令和 3、4 年度は、ICT 機器を活用した習熟度別の効果的な指導方法を研究し、取り組んだ学校の実践をガイドブックとしてまとめ、各学校に周知しました。

＜実践推進校における研究の対象学年・対象教科・指導形態＞

| | 対象学年 | 対象教科 | 指導形態 |
|---------|------|-------|--------------|
| H28、29 | 小 5 | 算数 | 習熟度別指導または TT |
| | | 国語、理科 | TT |
| | 中 2 | 数学 | 習熟度別指導 |
| H30、R.1 | 小 5 | 算数 | 習熟度別指導 |
| | | 国語、理科 | TT |
| | 中 2 | 数学 | 習熟度別指導 |
| R.2、3、4 | 小 5 | 算数 | 習熟度別指導 |
| | 中 2 | 数学 | 習熟度別指導 |

2 令和 5 年度の取組

(1) 少人数学級の取組

- ・児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、これまでの本県独自の小学校 1・2 年生 30 人学級（下限 25 人）、令和 3 年度から順次実施している 3・4 年生 35 人学級に加え、令和 5 年度は国を先取りして 5 年生を 35 人学級とします。中学校については、引き続き 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を実施します。

(2) 少人数指導の取組

- ・算数・数学の習熟度別指導においては、これまでの取組でより効果が見られた「基礎コースでの、課題解決の見通しを持たせ段階的に理解できるようにする指導や、具体物の操作や視覚支援を多く取り入れた指導」、「発展コースでの、個人思考の時間を十分確保した指導」を取り組みます。また、引き続き総授業時数の 70%以上で習熟度別指導を実施します。
- ・小学校国語の TT においては、これまでの取組でより効果が見られた「教員 2 人が明確に役割を分担した指導」、「子どもの学習状況を教員 2 人が共有しながら協働した指導」を取り組みます。
- ・少人数指導推進校の取組を検証するとともに、成果を各学校に周知します。

【参考資料】三重県の少人数教育の取組

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19~H22 | H23 | H24~R2 | R3 | R4 | R5 |
|------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------------|-------------------------|---------|---|---|---|---|--|
| 小学校 | 1年生 30人学級 (下限25人) | 1・2年生 30人学級 (下限25人) | | | | 国:1年生35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) ±2年生 36人以上 学級解消 | 国:1年生35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) ±3年生 35人学級 | 国:1・2年生35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) ±4年生 35人学級 | 国:1～3年生35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) ±5年生 35人学級 | 国:1～4年生35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) |
| 中学校 | — | — | 1年生 35人学級 (下限25人) 強力的実施 | 1年生 35人学級 (下限25人) | | | | | | |
| 小学校 中学校 | 少人数指導を実施するための教員配置 | | | | | | | | | |

10 高校教育について

1 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(1) 自律した学習者の育成

各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連づけて理解を深めるとともに、知識を他の学習や生活の場面で活用できるよう「探究的な学び」を推進します。教科横断的なS T E A M学習や課題解決型学習、人文科学や社会科学をテーマにした探究学習など、社会とのつながりを意識した学習を各校の実態に合わせて実施します。

「探究的な学び」の前後で、創造力や表現力、協働する力など社会で求められる資質・能力や自己肯定感、チャレンジする意欲などの変容を把握することで、これらの教育活動を「三重県モデル」として整理し、高校生が学ぶ意義を理解して、変化する社会の中で豊かに生きる自律した学習者を育みます。

文部科学省の研究指定事業による実践研究として、S S H（スーパーサイエンスハイスクール）指定校6校では、課題研究を中心とした先進的な理数系教育を取り組んでいます。また、上野高校では、探究活動を中心に据え、普通教育を主とする学科における特色化・魅力化を実現するためのカリキュラム開発に取り組んでいます。

(2) I C Tを活用した教育の推進

県立高校では、電子黒板機能付きプロジェクターを活用することで、紙の教材（教科書やプリント等）では表現が難しい内容をわかりやすく演示したり、グループ学習の時間を増やしたりするなど、授業の改善を進めています。また、1人1台端末の学習環境が実現したことでのデジタル教材を活用した個々の習熟に応じた学習や、生徒の意見・回答の即時共有や生徒同士による資料等の共同編集などの協働的な学習を効果的に行ってています。生徒の学びを保障するため、病気などで登校できない生徒に対し、教室からリアルタイムで授業を配信しています。

家庭においても、オンライン配信された教材・動画による予習や課題による復習、授業で使用したオンデマンド教材の視聴など、学習内容の理解を深める取組が進んでいます。

また、生徒の実態に応じて、オンラインを活用した海外や県内外の高校との交流、大学との授業連携、企業人からの講話や技術指導等を取り入れている学校もあり、生徒の幅広いニーズに対応しています。

県教育委員会では、I C Tを活用した好事例をまとめ、教員がいつでも活用できるようクラウド上で共有しています。生徒の学習意欲を高める一つのツールとして、I C Tの効果的な活用をさらに推進します。

(3) グローカル教育の推進

グローバル社会において、特に求められる資質・能力（異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究心等）を育成する取組を進め、国際舞台で活躍できる人材の育成をめざします。留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。

(4) 職業教育の充実

急激に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組や、専門性を高める取組等を、高等教育機関・産業界等からの協力を得ながら実施し、実践力、課題解決力を備えた職業人や地域産業を担う人材を育成します。先端技術を活用している企業への訪問や、経営者等の講演、従業員とのディスカッション等を取り入れるなど、実社会とつながる職業教育の推進を図ります。

また、工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備について新たな設備の整備を行うとともに、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、専門家による指導や全国規模の競技会への参加、看護・介護の実習を支援します。

水産高校の実習船「しろちどり」は、平成12年3月の建造以来23年が経過しており、生徒の安全を確保するとともに、最先端の航海技術を学んだり漁業実習を行ったりできるよう、令和6年3月の完成をめざして新しい実習船の建造を進めています。

(5) 主体的に社会を形成する力の育成

成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生が社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育む必要があります。各学校においては、公民科や家庭科を中心に、授業や特別活動の時間を活用しながら、主権者教育や消費者教育を体系的に推進します。

(6) 豊かな心の育成

令和5年度は、近畿10府県の高校生が集う第43回近畿高等学校総合文化祭を本県で開催します。高校生の芸術文化の技術と創造力を磨き、芸術文化活動の活性化を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性の育成を進めます。

2 キャリア教育

(1) キャリア教育の充実

生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、各学校において策定したキャリア教育全体計画に基づいて、入学時からの組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

また、興味・関心のある職種・業種や地域の事業所について詳しく調べたり、自宅で家族との進路相談の際に活用したりすることができる「職業ポータルサイト」（令和4年10月開設）の情報の更新・充実を図るとともに、生徒が主体的に職業理解や事業所研究を進め、高い職業意識を身に付けられるように、キャリア学習支援員3名を任用し、事業所と連携して実施するキャリア教育に取り組む学校や生徒を支援します。

(2) 進路実現に向けた支援の充実

就職実現コーディネーター12名を任用し、就職を希望する生徒が多く在籍する高等学校47校に配置します。就職実現コーディネーターが、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校や生徒に提供することで、障がいのある生徒や外国人生徒を含めた就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。

また、人との関わり方に支援が必要な生徒の就職実現と社会的自立に向けて、県内5地域において就労支援機関・経済団体・市町の福祉部局等と高校が参画するネットワーク会議を設置し協議することで、各校における支援体制を整え、入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習に取り組みます。

3 三重県立高等学校入学者選抜

(1) 再募集について

県立高校の再募集は、合格者が入学定員に満たない学校において実施しています。再募集のあり方については、令和4年度に入学者選抜制度検討会において協議してきたところですが、検討会ではさまざまな意見が出され、さらに議論を尽くす必要があることから、令和5年度も引き続き検討会にて協議を行い、年内に一定の結論が出せるよう検討を進めます。

(2) 入学者選抜におけるデジタル化

県立高等学校入学者選抜への出願については、これまで志願者が入学願書を手書きで作成していましたが、令和4年度からWebによる出願システムを導入しました。令和5年度は、志願者、保護者にとってより使いやすいシステムとなるよう、また、学校担当者の業務の効率化につながるよう、改善に向けて取り組みます。

また、入学者選抜の学力検査の採点業務については、高等学校では多くの時間や労力を要する業務となっています。このことから、令和5年度に定期テストでデジタル採点システムを活用した際の課題や留意点を整理し検証します。そのうえで、入学者選抜の学力検査におけるデジタル採点システムの導入に向けて検討を始めます。

11 外国人児童生徒教育について

1 基本的な考え方

日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、市町および学校における初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の派遣による学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。

また、散在地域を含め、日本語指導を希望するすべての外国人児童生徒が、適切に日本語指導を受けることができるよう、ICTを活用した遠隔での日本語指導について調査・研究し、県内全域での日本語指導の確実な実施を図ります。

2 三重県の現状

本県における令和4年度の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和3年度と比較すると増加しました。在籍する学校数も増加し、散在化が進んでいます。

○本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数

| 年度 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
| 小学校(人) | 1,702 | 1,811 | 1,803 | 1,690 | 1,761 |
| 中学校(人) | 653 | 714 | 642 | 609 | 593 |
| 義務教育学校(人) | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 小計(人) | 2,360 | 2,527 | 2,447 | 2,301 | 2,356 |
| 県立高等学校(人) | 254 | 253 | 262 | 288 | 276 |
| 県立特別支援学校(人) | 33 | 51 | 58 | 68 | 68 |
| 合計(人) | 2,647 | 2,831 | 2,767 | 2,657 | 2,700 |

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 240校 (小:169校、中:70校、義務:1校)

○在籍高等学校数 15校 17課程 (全日制:8校、定時制:8校、通信制:1校)

○在籍特別支援学校数 9校

○日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町数 21市町

桑名市、木曽岬町、いなべ市、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、明和町、大台町、伊勢市、志摩市、伊賀市、名張市、紀北町、熊野市、紀宝町

○言語数 31言語 (小・中学校)

| ポルトガル語 | スペイン語 | フィリピン語 タガログ語 | ビザイヤ語 | 中国語 | 左記5言語の全体 に占める割合 |
|--------|-------|-----------------|-------|------|--------------------|
| 39.4% | 17.0% | 15.9% | 6.3% | 5.8% | 84.4% |

○言語数 17言語 (県立高等学校)

| フィリピン語 タガログ語 | ポルトガル語 | スペイン語 | ビザイヤ語 | ペトナム語 | 中国語 | パシトウ語 | 左記7言語の全体 に占める割合 |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|------|-------|--------------------|
| 31.2% | 29.7% | 16.7% | 11.2% | 2.2% | 1.4% | 1.4% | 93.8% |

○日本語指導が必要な外国人生徒のうち、高等学校等に進学または就職した生徒の割合

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------|-------|-------|
| 外国人生徒進学等希望者数 | 254人 | 191人 |
| 進学等をした生徒の割合 | 97.6% | 94.0% |

○県立高等学校に在籍する外国籍生徒の進路状況（令和3年度）

| | 進学 | 就職 | その他 | | |
|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------------|
| | | | アルバイト | 帰国 (予定含む) | 進学待機・自己 開拓・未内定他 |
| 外国籍生徒 | 52.8% | 29.7% | 7.1% | 1.9% | 8.5% |
| 高校生全体 | 67.1% | 30.2% | | 2.7% | |

3 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

（1）小中学校における取組

① 外国人の子どもの就学等についての取組

県内全ての市町で不就学が生じないよう、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内（複数の母語で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ）の対応を徹底し、先進事例の情報提供等による就学の促進を図ります。

② 外国人児童生徒への学習支援についての取組

ア 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市の7市に対して財政的支援を行い、初期適応指導教室の取組への支援、母語支援員等の配置、特別の教育課程の編成・実施等、外国人児童生徒に対する取組の推進を図ります。

イ 外国人児童生徒への支援に係る教員の配置増

国は外国人児童生徒に係る教育の充実を図るため、平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数を段階的に基礎定数化しています。令和5年度は基礎定数化に伴い、国の定数は107人（令和4年度比13増）となりました。あわせて県独自の加配（常勤講師7人、非常勤講師34人分）を配置し、外国人児童生徒への支援に努めています。

ウ 外国人児童生徒巡回相談員の配置

外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員17人を配置（令和5年度から中国語対応1人増）し、学校への派遣による日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

| | | | | |
|------|----------|---------|---------|---------------|
| R3年度 | ポルトガル語7人 | スペイン語3人 | タガログ語3人 | ビサイヤ語1人、中国語1人 |
| R4年度 | ポルトガル語7人 | スペイン語3人 | タガログ語3人 | ビサイヤ語2人、中国語1人 |
| R5年度 | ポルトガル語7人 | スペイン語3人 | タガログ語3人 | ビサイヤ語2人、中国語2人 |

県内18市町へ3,251回派遣（令和4年度実績）

エ オンライン外国人児童生徒教育の体制構築

令和2年度から民間団体が配信する同時双方向の日本語教育を受講できる体制を整えています。令和4年度は、希望するすべての児童生徒が受講できるようにし、50人が授業時間や放課後に日本語教育のオンライン授業を受講しました。また、令和5年度は、オンライン授業に加え、巡回相談員によるオンライン支援を行い、遠隔での日本語指導について調査・研究します。これまでの巡回相談員の派遣を継続しつつ、ICTを活用し、県内全域での日本語指導の確実な実施を図ります。

③ 外国人児童生徒教育における教職員研修等

県内全ての市町教育委員会事務局の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が情報交換を行い、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議することを目的とした外国人児童生徒教育検討会議を開催します。

④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組

関係機関と連携を図りながら外国人生徒が希望する進路へ進めるよう支援します。
(県内7市による進路ガイダンスの開催等)

(2) 高等学校における取組

① 外国人生徒が入学する前の取組

ア 外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施
外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科など22校32学科・コースで、入国後の在日期間が6年以内の者を対象として実施しています。

② 外国人生徒が入学した後の取組

ア 外国人生徒支援専門員の配置
令和5年度は、日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員4名を配置し、母語による学習支援や進路相談を行います。

イ 日本語指導アドバイザーの配置

令和5年度は、日本語指導の拠点となる高等学校に日本語指導アドバイザー1名を配置し、外国人生徒への日本語指導を行うとともに、日本語指導を行う教職員の指導力向上について支援します。

③ 外国人生徒の進路保障のための取組

外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーター3名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高等学校に配置し、外国人生徒を中心に求人開拓等の就職支援を行います。

(3) 特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応1名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

12 特別支援教育について

1 就学先の決定

○ 本県では、インクルーシブ教育システムの理念をふまえ、子どもたちが障がいの有無に関わらず、互いに理解、尊重し合いながら生きていく態度を育むことができるよう、可能な限り同じ場で共に学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、通常の学級、通級指導教室^(*)、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることができ、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけることをめざしています。

* 1 通級指導教室：通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室。小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化

○ 就学基準に該当する障がいのある子どもは、特別支援学校に原則就学するという仕組みでしたが、平成25年9月に施行された学校教育法施行令の一部改正により、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等をふまえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められました。

本県では、同施行令の改正前から、市町教育委員会が、就学に関する情報や就学の仕組み等について、本人・保護者にわかりやすく説明するとともに、本人・保護者の思いを十分に尊重したうえで合意形成を図り、市町が設置する教育支援委員会等において、総合的な観点から就学先として最も適切な学びの場を決定しています。

また、就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、発達の程度や障がいの状態、適応状況等をふまえて転学（新年度からの転学を原則とする）ができるなど、本人・保護者に丁寧に情報を提供します。

2 現状

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数

発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校」「特別支援学級」「通級指導教室」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

【令和4年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

| | | |
|-------------------------------|--------|--------|
| 県立特別支援学校（18校<分校4校を含む>）在籍児童生徒数 | 1,785人 | (+16人) |
|-------------------------------|--------|--------|

【令和4年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

| | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|--------|---------------|---------------|----------------|
| 特別支援学級 | 898学級(+13学級) | 366学級(+24学級) | 1,264学級(+37学級) |
| | 4,181人(+107人) | 1,673人(+152人) | 5,854人(+259人) |
| 通級指導教室 | 85教室(+5教室) | 18教室(+2教室) | 103教室(+7教室) |
| | 988人(-18人) | 195人(+17人) | 1,183人(-1人) |

(2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、職業観・勤労感を育む教育や、早期からの計画的な職場実習の実施とともに、生徒の可能性を広げ、幅広い選択肢から進路を選択できるよう職場開拓等を行っています。

【令和5年3月末現在】

| | |
|------------------------------|------|
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者（72人）の就職率 | 100% |
|------------------------------|------|

令和4年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和5年3月末現在】

| | 一般企業 | 福祉関係 ^{*2} | 進学 | その他 ^{*3} | 合計 |
|------|-------|--------------------|------|-------------------|------|
| 内定者数 | 72人 | 172人 | 5人 | 8人 | 257人 |
| 割合 | 28.0% | 66.9% | 2.0% | 3.1% | 100% |

*2 就労継続支援A型事業所（障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所）18人を含む。

*3 教育訓練機関、医療機関、家庭

3 令和5年度の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイルの活用をさらに促進します。また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて、引き続き市町教育委員会と連携して目的や意義等を中学校へ周知することにより促進します。
- ② かがやき特別支援学校は、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小学校、中学校、高等学校への発達障がいに関する支援について相談・助言等を行います。
- ③ 特別支援学校と小中学校等との交流および共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツや図工、音楽といった授業への参加など対面による直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みます。また、副次的な籍^(*4)については、一部の市町で取組を進めるとともに、他の地域にも広げられるよう市町教育委員会への理解啓発を図ります。

*4 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの

(2) 高等学校での取組

- ① 高等学校に発達障がい支援員（4名）を配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒の実態把握や心理検査の実施、生徒・保護者への教育相談等を行います。
- ② 伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校においては、発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒を対象として、社会に出て必要とされるコミュニケーションスキル等を習得するため、通級による指導を行っています。令和5年度からは北星高等学校において通級による指導を始めます。

(3) 教員の専門性の向上

- ① 発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、通級による指導担当教員の他、市町教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る連続した研修を実施します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校は、県立子ども心身発達医療センターと連携し、通級による指導担当教員等を対象とした発達障がいに係る研修を実施します。

(4) 医療的ケア児通学支援

スクールバス乗車中に吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒は、車内での安全なケアの実施が困難なことから、登校時は保護者が送迎しています。通学に係る保護者の負担を軽減するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、吸痰等の医療的ケアを行う取組を試行的に実施します。

(5) 特別支援学校の生徒の就労支援

- ① 特別支援学校では、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。
- ② キャリア教育サポーター（3名）を特別支援学校に配置し、生徒本人の状況に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ③ ステップアップカフェや関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。
- ④ テレワーク支援員（1名）を特別支援学校に配置し、生徒の状況や体力等に応じた在宅就労など、ICTを活用した新しい働き方や技能に対応した就労先の開拓と職場実習の実施等の取組を進めます。
- ⑤ 企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習に取り組みます。

(6) ICTの活用について

各教科や交流および共同学習、職業教育等において、児童生徒がICTを主体的に活用し、障がいの特性に応じた学習活動を進められるよう、GIGAスクールサポーターの活用やICTを効果的に活用した実践事例の共有を進めるとともに、児童生徒がICTを活用する機会を広げます。

(7) 特別支援学校の整備

① 盲学校および聾学校の整備について

盲学校および聾学校の校舎の老朽化対応と、聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとしており、令和5年度は木材調達や埋蔵文化財調査等を進めます。

また、盲学校、聾学校、城山特別支援学校の寄宿舎を統合し、令和6年4月から使用を開始できるよう城山特別支援学校の敷地で新築工事を進めます。

② 松阪・南勢地域の特別支援学校について

松阪あゆみ特別支援学校については、児童生徒の増加による教室不足に加え、肢体不自由のある児童生徒の就学の希望があり、また、度会特別支援学校については、校舎の老朽化への対応、広範な通学区域による長い通学時間などの課題があることから、令和9年度に松阪あゆみ特別支援学校および玉城わかば学園に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し、双方の専門的な指導を行えるようにする予定です。度会特別支援学校に在籍する児童生徒および保護者の思いを大切にしながら十分な説明を行い、現在は度会特別支援学校としている肢体不自由のある児童生徒の就学先を、松阪・多気地域は松阪あゆみ特別支援学校、南勢・志摩地域は玉城わかば学園に変更していきます。

令和5年度は、松阪あゆみ特別支援学校について、知的障がいのある児童生徒の増加や、肢体不自由部門の設置に対応できるよう、校舎増築のための基本設計を行います。

13 いじめや暴力のない学びの場づくりについて

「三重県いじめ防止条例」（平成30年4月施行）の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。また、子どもたちに自他の生命を大切にし、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

1 いじめ

(1) 現状と課題

【本県のいじめの認知件数（校種別）国公私立】

(単位：件)

| | H 29 | H 30 | R 1 | R 2 | R 3 | R3-R2 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 1,652 | 2,353 | 2,401 | 2,684 | 3,026 | 342 |
| 中学校 | 629 | 677 | 873 | 823 | 980 | 157 |
| 高等学校 | 158 | 224 | 253 | 333 | 332 | ▲1 |
| 特別支援学校 | 18 | 13 | 17 | 21 | 19 | ▲2 |
| 計 | 2,457 | 3,267 | 3,544 | 3,861 | 4,357 | 496 |

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

令和3年度のいじめの認知件数は4,357件で、全国的な傾向と同様に増加傾向にありますが、認知件数を1,000人あたり（国公私立）でみると全国平均47.7件に対し三重県は23.1件で、依然として全国平均を下回る状況が続いています。いじめから児童生徒を守るためにには、いじめがどの子にもどの学校でも起こりうる、また、どの子も被害者にも加害者にもなりうるものであることを改めて認識し、いじめられている児童生徒の立場に立って学校全体で取り組むことが重要です。いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進めることができます。すべての児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けて主体的に行動できる力を身につけられるよう、道徳等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、一人ひとりの違いを理解し他者との絆を大切にしながら、課題を解決する力を育成する取組を一層推進する必要があります。

(2) 令和5年度の取組

①いじめの未然防止の取組

○道徳教育の推進

児童生徒が「いじめをしない・させない心」を育むとともに、いじめを仲裁したり、教職員に相談したりすることができるよう、道徳教育アドバイザーの指導・助言による授業改善、教員用補助資料の作成、年間指導モデルの構築により、児童生徒がいじめの問題を自分自身のこととして考え、議論していく道徳教育を推進します。

○弁護士によるいじめ予防授業の拡充

特別の教科「道徳」で遵法精神について学び始める小学校高学年を中心に、児童生徒が社会性や規範意識を高められるよう、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点も加え、拡充して実施します。

②いじめ防止の周知啓発

○「STOP！いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへのメッセージや、子どもたちが「いじめ防止」や「情報モラルの向上」をテーマに作成した動画、いじめ防止応援サポートや学校の主体的な取組事例、いじめ相談窓口など、いじめ防止についての情報を集約するポータルサイトを活用し、県民にいじめ防止を啓発していきます。

○いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、ホームルーム活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることは何か考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発イベント等に参加するなど、児童生徒が主体となった取組を推進します。

○いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を20校程度募集します。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで、メッセージ動画を作成します。児童生徒が作成した動画は「STOP！いじめ」ポータルサイトに掲載し、県民に観てもらうとともに、いじめ防止強化月間等で放映する作品を決定するためのコンテストを行います。

③支援体制の拡充

○スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充

いじめの被害にあっている児童生徒や、不安や悩みを抱えている児童生徒からの相談に丁寧に対応し、心のケアを行うSCの中学校区や教育支援センターへの配置時間を拡充します。SSWの配置時間も拡充し、学校や教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、SCやSSW等の専門家と連携し、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を、中学校と高校に引き続き配置します。

○いじめ対応情報のデジタル化

学校が把握したいじめに対し、初期段階から迅速かつ適切な支援を行うため、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等の情報をデジタル化し、学校や市町、県などがリアルタイムで共有できるシステムを構築します。

④いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を実施し、いじめへの対応力を高めます。

2 インターネット上におけるいじめの防止

(1) 現状と課題

【パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされた件数（校種別）公立】(単位：件)

| | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 | R3-R2 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 小学校 | 21 | 31 | 34 | 88 | 75 | ▲13 |
| 中学校 | 47 | 58 | 72 | 93 | 113 | 20 |
| 高等学校 | 33 | 43 | 49 | 71 | 66 | ▲5 |
| 特別支援学校 | 4 | 0 | 2 | 4 | 1 | ▲3 |
| 計 | 105 | 132 | 157 | 256 | 255 | ▲1 |

(三重県独自調査)

スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS 等でのいじめ事案やトラブルが急増していることから、児童生徒のインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報の拡散や、個人への偏見、人権侵害につながる書き込み等を児童生徒が行わないよう指導する必要があります。

(2) 令和5年度の取組

①ネットパトロール

専門業者に委託し、児童生徒に関するインターネット上の不適切な書き込みから児童生徒を守るためにネットパトロールを、年間通して実施します。検知した書き込みから不適切な書き込みが広がっていないかのように、該当のサイトを継続して確認するとともに、書き込みの危険度に応じて学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応します。

②アプリ「ネットみえ～る」の運用

SNS 等での閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ～る」を継続運用します。令和3年度からは、アプリから「子ども SNS 相談みえ」に相談できるようにするとともに、いじめ防止強化月間（4月・11月）や長期休業明けなど、時期に応じてアプリ利用者にいじめ防止に係る情報を発信し、利用を促しています。投稿された書き込みに対しては、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応します。

3 暴力行為

(1) 現状と課題

【本県の暴力行為の発生件数（校種別）国公私立】

(単位：件)

| | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 | R3-R2 |
|------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 小学校 | 323 | 792 | 563 | 567 | 592 | 25 |
| 中学校 | 407 | 352 | 411 | 316 | 379 | 63 |
| 高等学校 | 103 | 132 | 128 | 56 | 59 | 3 |
| 計 | 833 | 1,276 | 1,102 | 939 | 1,030 | 91 |

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

暴力行為の発生件数は、小学校で高止まりしており、令和3年度は小・中・高等学校ともに増加しています。

暴力行為の多くは自分の気持ちをうまく伝えられることにより感情的になつて行為に及んでいることから、一人ひとりに丁寧に関わり、気持ちや思いを受け止めながら支援や指導を行っていくことが必要です。

(2) 令和5年度の取組

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

14 誰もが安心して学べる教育の推進について

1 不登校の状況にある児童生徒への支援

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができるよう個々の状況に応じた支援を行います。

(1) 現状と課題

令和3年度における県内の小中学校の不登校児童生徒数は3,240人で、前年度から720人増加しています。高等学校（全日制・定時制）の不登校生徒数は858人で、前年度から15人減少しています。

【不登校児童生徒数（校種別）国公私立】

（単位：人）

| | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R3-R2 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 569 | 675 | 702 | 832 | 1,066 | 234 |
| 中学校 | 1,618 | 1,670 | 1,687 | 1,688 | 2,174 | 486 |
| 小・中 合計 | 2,187 | 2,345 | 2,389 | 2,520 | 3,240 | 720 |
| 高等学校（全・定） | 676 | 771 | 904 | 873 | 858 | ▲15 |
| 小・中・高 合計 | 2,863 | 3,116 | 3,293 | 3,393 | 4,098 | 705 |

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

不登校児童生徒の中にはどの相談機関等ともつながっていない児童生徒もいるため、市町の教育支援センターとも情報共有しながら、保護者への支援情報の提供や家庭への訪問型支援を一層進める必要があります。

(2) 令和5年度の取組

①不登校総合支援センターの設置

より効果的で一人ひとりに応じた支援を行うため、令和5年4月、新たに不登校総合支援センターを設置しました。各学校への支援、多様な活動や公演の場の提供、保護者も含めた相談の充実、福祉等の関係機関や民間団体との連携などに取り組みます。

②県立教育支援センターの設置

令和4年7月から実証事業として取り組んできた「県立教育支援センター『こもれび』」は、令和5年4月から本格的に運用を始めました。指導員や学生スタッフによる通室生徒への学習支援、ガーデニング等の体験的な活動やカウンセリングなどを行うとともに、保護者等への相談に対応します。

③教育支援センターを中心とした相談体制の充実

県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラー（S C）とスクールソーシャルワーカー（S S W）を配置するとともに、不登校支援アドバイザーが、各教育支援センターの活動や児童生徒・保護者への支援に対する助言を行います。令和4年度に6地域で実施していたS CとS S Wの教育支援センターへの重点配置を8地域（桑名市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、熊野市）に拡充し、通室児童生徒への専門的な支援や、通室を希望しない不登校児童生徒への訪問型支援、保護者からの相談への対応、地域の福祉や医療とのネットワークの構築を進めます。

④フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

学校とフリースクール等との連携を促進するとともに、引き続き、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援や、臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家の派遣を行います。また、県民への情報提供のため、県内で不登校児童生徒の支援を行うフリースクール等14施設の連絡先や活動内容等を県教育委員会のホームページに掲載しています。

⑤不登校支援事例データベースシステムの活用

各学校における支援事例を共有することで知見を集積し、効果的な支援につなげるため、すべての公立学校の教員が使用できる不登校対応事例データベースシステムを令和3年度に構築し、令和5年3月末現在で329事例が登録されています。各学校での活用を促していきます。

⑥不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

令和4年度は県内9会場で実施し、のべ159人の参加がありました。「同じようなことで悩んでいる人が自分以外にも身近にいることがわかり、涙がとまらなかった。」「今のままの子どもを認めることの大切さがわかり、心が軽くなった」などの声が聞かれました。今年度は6月の四日市市を皮切りに、桑名市、鈴鹿市、津市（2回）、松阪市、伊勢市、伊賀市、尾鷲市で年間9回実施します。

⑦スクリーニングを活用した支援

教員がスクールソーシャルワーカーとともにスクリーニングを活用し、子どもたちから発せられるサインを的確かつ早期に受け取る力を身につける取組を、伊賀市および四日市市の各1中学校区（計2中学校区）で実施します。

⑧レジリエンス教育の推進

令和3年度に作成したレジリエンスを高める教育実践プログラムに基づいて、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス）を育む取組を実践します。

⑨不登校の効果的な支援策につなげるための検討会の設置

有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を設置し、これまでの支援策や関係機関との連携の在り方等について意見をいただき、今後の取組に生かしていきます。

2 子どもたちの安全・安心の確保

学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

(1) 現状と課題

令和4年度に県内の公立学校で不審者として報告のあった件数は、小学校 176 件、中学校 117 件、高等学校 138 件で、全体では 431 件となっており、令和3年度と比較すると 18 件増加しています。

【不審者情報（校種別） 公立】

（単位：件）

| | R1 | | | R2 | | | R3 | | | R4 | | |
|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|
| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
| 計 | 182 | 81 | 181 | 312 | 163 | 159 | 151 | 113 | 149 | 176 | 117 | 138 |
| 年度計 | | | 444 | | | 634 | | | 413 | | | 431 |

（三重県教育委員会独自調査）

令和4年度における県内の園児および児童生徒（国公私立）の交通事故による死傷者発生件数は 294 件で、令和3年度より 60 件増加しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が 142 件で全体の 48.2% を占めています。

改正道路交通法が令和5年4月から施行され、自転車を利用するすべての人のヘルメットの着用が義務化されたことから、自転車乗車中のヘルメット着用について、児童生徒への指導を徹底する必要があります。

【園児および児童生徒の交通事故による死傷者数の状態別発生状況 国公私立】

（単位：件）

| 年 | 運転中 | | | | 同乗中 | | | | 歩行中 | その他 | 計 |
|----|------|------|------|--------|--------|------|------|------|-------|------|--------|
| | 自動車 | 自二 | 原付 | 自転車 | 自動車 | 自二 | 原付 | 自転車 | | | |
| R1 | 1(0) | 4(1) | 3(0) | 147(1) | 139(0) | 3(0) | 0(0) | 0(0) | 37(1) | 3(0) | 337(3) |
| R2 | 1(0) | 3(0) | 7(1) | 99(0) | 107(0) | 0(0) | 0(0) | 1(0) | 30(0) | 0(0) | 248(1) |
| R3 | 1(0) | 1(0) | 5(0) | 102(0) | 91(0) | 1(0) | 3(0) | 1(0) | 29(0) | 0(0) | 234(0) |
| R4 | 0(0) | 3(0) | 4(0) | 142(2) | 116(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 28(0) | 0(0) | 294(2) |

三重県警察資料による（カッコ内の数字は死者で内数）

各市町が「通学路交通安全プログラム」に則って毎年実施する、通学路における合同点検の結果をふまえ、関係部局や警察と連携して通学路の安全対策が進むよう取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を通じて、地域社会全体で子どもたちを守る体制づくりを進める必要があります。

(2) 令和5年度の取組

①通学路の安全対策

令和3年度実施の通学路における合同点検で把握した対策必要箇所のうち、学校および市町教育委員会が担当する970箇所については、令和4年度末までにすべての箇所で対策を実施しました。令和4年度に新たに把握した対策必要箇所は762箇所で、学校および市町教育委員会が担当する箇所は361箇所となっており、そのうち350箇所(97.0%)で対策を実施しました。

対策必要箇所の対策状況については、県土整備部や県警察本部と連携して引き続き確認するとともに、対策の進まない箇所については、当該市町への個別の聞き取りを行い、対策に向けて助言するなど、児童生徒の安全確保に努めます。

②地域社会全体での見守り

通学路等における子どもの安全確保のため、県警察本部と連携してスクールガード(学校安全ボランティア)のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

③安全対策の推進

学校安全アドバイザーを委嘱し、伊賀白鳳高校を拠点校に、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の小中学校と連携した安全教育や安全対策を推進します。また、その成果を広く県内に普及します。

④教員対象の講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした校種別の防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

⑤自転車乗車中のヘルメット着用の推進

高等学校におけるヘルメット着用に係る実態を把握するとともに、各学校の外部講師を招いた交通安全教室において、児童生徒に自転車乗車中のヘルメット着用を働きかけるなど、児童生徒の命を守る教育を推進します。

15 人権教育について

本県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」のもと、人権に関する問題への取組を推進し、「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に以下の個別的な人権問題を、教育として解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもたちがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、人権を守るために実践行動ができる力を身につけられるよう、基本方針に基づき「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

個別的な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等です。
なお、社会状況等の変化に伴い、三重県教育ビジョンでは「性的マイノリティ」を「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。

1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

| 人権学習によって人権を守るために行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 86.6% | 88.5% | 88.3% | 86.9% | 93.1% |

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」「どちらかといえば思った」と回答した生徒の割合

(2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような地域づくりが進むよう、学校が進める人権教育の内容や課題について、家庭・地域（自治会・NPO等）が情報共有や協議を行う人権教育推進協議会や、その協議会を核に、教育的に不利な環境のもとにいる子ども等の支援を行う子ども支援ネットワークの活動の活性化に取り組んでいます。

＜令和4年度に取り組まれた子ども支援ネットワーク・アクション事業による活動事例＞

- ・ いじめをなくし誰もが安心して過ごせる学校をつくろうとピンクシャツ運動に取り組んだ子どもたちが、町長や教育長、人権擁護委員をはじめ町民に対し、自分たちが学んだことを発信し、誰もが大切にされるまちづくりの実現に向けて意見交流を行った。
- ・ 災害と人権をテーマに学習した子どもたちが、自分の得意なことを活かせる5つのグループに分かれ、保護者や地域住民に学んだことを発表し、その後、体験ブースの運営を行った。

(3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、教職員の経験年数に応じて目標とする資質・能力を示した指標の一つに「人権教育」を位置づけ、計画的・効果的な研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

2 課題

- (1) 学校において、人権侵害（差別事象）が発生し、その背景に地域の差別意識や学習の不十分さ等の要因があることが分かっています。近年、個別的な人権問題に関する法律や条例の施行が相次いでおり、令和4年度には人権教育の推進を規定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されるなど、人権問題を解決するため人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。
- (2) 地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっているなかで、家庭の経済状況や社会的事情等によって子どもの将来が左右されないよう、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための取組が求められています。さらに、学校や地域において、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応等が求められています。
- (3) 教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権問題に対する確かな認識や人権感覚、指導力がより一層求められています。

3 今後の対応

(1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 教育活動全体を通じた人権教育が進められるよう、人権教育サポートガイドブックや人権教育サポートガイドブックⅡの活用を促進
- (ウ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (エ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

(2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動を活性化
- (イ) 学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情を高める活動や、子どもを主体とした人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組む「子ども支援ネットワーク・アクション事業」を実施

(3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (イ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- (ウ) 指導資料の作成等、実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

(4) 三重県人権教育基本方針の改定

人権教育の取組の成果や子どもを取り巻く実情、令和3年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査の分析結果」や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の施行等をふまえ、令和5年度に三重県人権教育基本方針の改定を行います。

16 体力向上と運動部活動について

1 子どもの体力向上

(1) 現状

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁は、平成20年度から小学5年生と中学2年生の全員を対象に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(以下「全国体力調査」という。)を実施しています。

令和4年度に実施した全国体力調査の体力合計点における、本県と全国との平均値の比較では、小学校男子・女子はやや下回りましたが、中学校男子・女子では、ともに全国平均値を上回りました。種目別に見ると、小学校・中学校男女合わせて34種目中22種目が上回りました。(令和3年度は21種目が上回る)

また、令和3年度と比較すると、全国の傾向と同様に、本県においても小中学校男子・女子ともに低下しました。記録が下回った要因としては、1週間の総運動時間が420分以上の児童生徒の割合は増加しているものの以前の水準には至っていないこと、肥満である児童生徒の増加、朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイム増加が考えられます。

(2) 課題

- ① 全国平均を下回る種目が固定化している傾向があるため、その克服を重点課題と位置づけ、教員対象の研修会において各種目の向上につながる取組を進めていく必要があります。
- ② 各小中学校において全国体力調査の結果を分析し、子どもたちの体力向上に向け、目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、学校全体で共通理解が図られるよう、より一層の意識づけとPDCAサイクルの確立を図る必要があります。
- ③ 全国に比べて中学校ではICTの活用頻度は多く、小学校では少ない結果となりました。また、ICTを使って学習することで「できたり、わかつたり」することが「いつもある」「だいたいある」と答えた児童生徒の体力合計点は全国平均を上回る結果となりました。今後もICTの効果的な活用方法を協議したり、取組事例を共有したりするなど、児童生徒にとって魅力ある体育授業とする必要があります。

(3) 今後の取組

① 全国体力調査について

令和5年度の全国体力調査結果を分析のうえ、市町教育委員会や各学校に共有します。また、各学校が分析結果に基づいた計画により、体力向上の取組を進めていくよう指導・助言します。

② 体力向上にむけたPDCAサイクルの確立

各小中学校において、令和4年度の調査結果をふまえ設定した目標に向け、体力向上に取り組むよう、1学校1運動の好事例の具体的な紹介などを行い、体力向上のPDCAサイクルの実施を働きかけていきます。

③ 教職員研修の充実

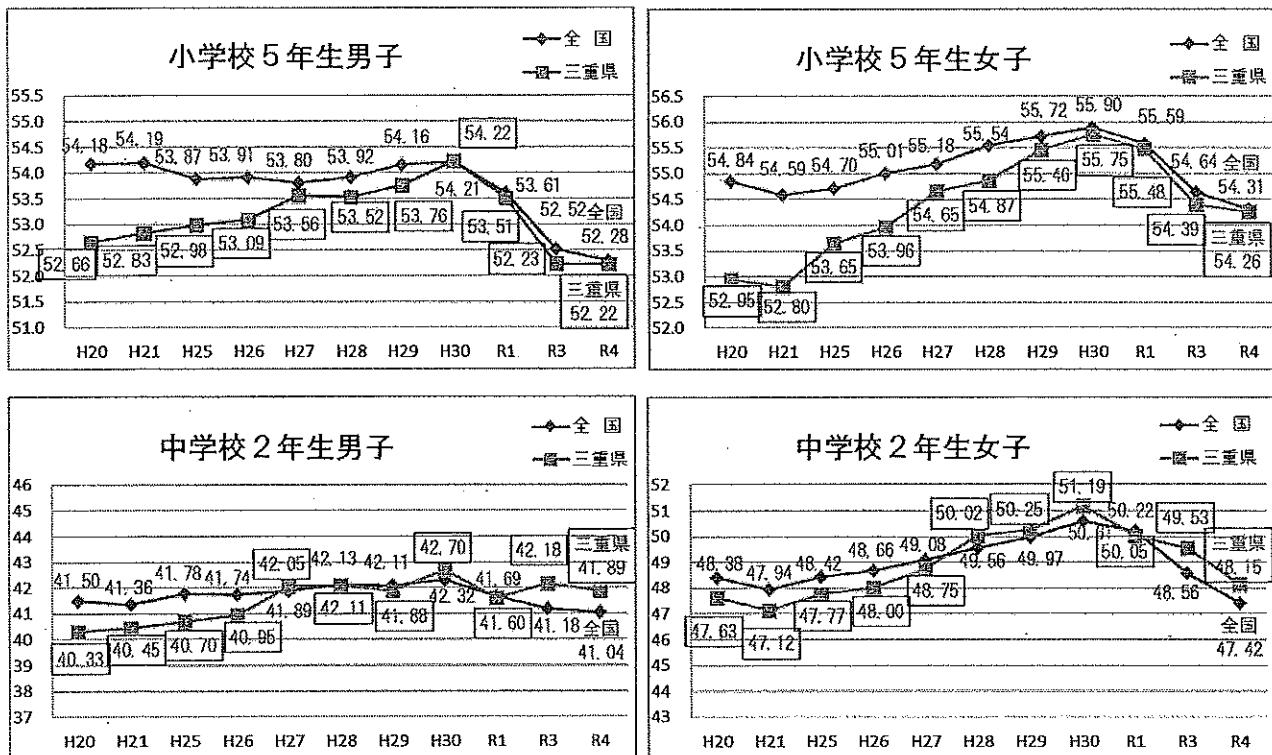
全ての児童生徒が運動の楽しさを味わい、自発的な運動やスポーツの実践につながるよう、演示や撮影した動作を他者と比較するなど学習端末の効果的な活用場面を例示します。令和4年度に作成した体力向上につながる動画を活用し、その効果を検証するとともに、その結果をふまえ、研修会において教員の指導力の向上を図ります。

(参考)

＜令和4年度調査の体力合計点の平均＞

| | 小学校第5学年 | | 中学校第2学年 | |
|-----|---------|-------|---------|-------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 全国 | 52.28 | 54.31 | 41.04 | 47.42 |
| 三重県 | 52.22 | 54.26 | 41.89 | 48.15 |

＜平成20年度（初回）以降の体力合計点（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン（持久走）、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8種目総得点）の推移＞（悉皆調査で実施された平成20・21・25～30年度、令和元年度、3・4年度の体力合計点の推移。平成22、24年度は抽出調査、平成23年度、令和2年度は調査中止）



【小中学校で男女ともに全国平均を下回っている種目】

小学校（3種目）：上体起こし、50m走、立ち幅とび

中学校（1種目）：上体起こし

2 中学校における休日の部活動の地域移行

(1) 背景と経緯

・部活動の目的

体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義を有しています。

・課題

少子化の進行や指導者不足などにより、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが、学校や地域によっては厳しい状況にあります。

また、国の方針が流動的で予算措置も不十分なこと、市町によって指導者数や運営団体数に格差があること等、市町や地域スポーツを担う団体等から、さまざまな意見が寄せられています。

(2) 目標

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。

(3) 国の動向

・令和2年9月

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が出され、休日の部活動の段階的な地域移行が示されました。

・令和4年6月

スポーツ庁に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」より提言が出されました。

・令和4年12月

提言を受けて国の方針として「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下、国の方針)が策定され、令和5から7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けられました。なお、11月に示された国の方針(案)では、地域移行を概ね達成する時期について、令和5年の移行開始から3年後の令和7年度末を目指として想定しており、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備のため、令和5年度概算要求では118億円を要望しましたが、最終的に28億円にとどまり、実証事業等を取り入れて、段階的な「地域連携・地域移行」を進めていくこととされました。

(4) これまでの県の取組

・令和2年度

「部活動のあり方検討委員会」を設置し、これまでに6回開催しました。

・令和3、4年度 モデル校として実践研究を実施

伊賀市：崇広中学校（陸上競技部）、霊峰中学校（女子バレー部）

菰野町：菰野中学校（ハンドボール部、男子バレー部、陸上競技部）

大台町：大台中学校（女子ソフトテニス部）

・令和4年1月から

市町担当者と定期的に協議する場を設け、これまでに10回実施しました。

・令和5年度

国の事業を活用し、菰野町、四日市市、大台町、志摩市で実証事業を実施します。

(5) 市町の取組状況

① 課題

- ・地域ごとに協議会を設立し、その協議会において地域のニーズを把握するとともに、課題、方向性、進め方を議論する必要があります。
- ・共通の課題としては、「指導者の確保」「運営団体・実施主体（受け皿）の確保」「保護者の費用負担」などがあります。

② 令和5年度の取組状況

- ・15市町で一部の部活動が、地域移行を実施する予定です。（菰野町、四日市市では、多くの部活動で地域移行を実施予定）
- ・11市町で一部の部活動が、地域移行に向けた地域連携を実施する予定です。

(6) 今後の取組

① 国のガイドラインにおいて県に求められること

- ・地域移行について検討する協議会を設置します。
- ・推進計画等を策定し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対して、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針等を周知し、理解と協力が得られるよう取り組みます。

② 県の進め方

- ・現在設置している「部活動あり方検討委員会」を「県の協議会」とします。なお、協議会に県関係課（教育委員会事務局：保健体育課、小中学校教育課、教職員課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課）による作業部会を設けます。※事務局：保健体育課
- ・上記の作業部会で以下の項目について検討を行い、「部活動あり方検討委員会」で決定します。
「(仮) 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定、費用負担、運営体制の例示、教員の兼職兼業、県関係課や市町、スポーツ・文化芸術団体の役割分担
- ・保健体育課内に相談窓口を設けて、市町担当者から隨時状況を把握するとともに課題の把握や必要な支援、好事例の横展開などにより、それぞれの市町の実情等に応じて、可能な限り早期の実現をめざします。

③ スケジュール等

- ・令和5年度から3年間を国と同様に改革推進期間とし、必要な予算の確保に努めるとともに、国に対して制度構築や財源の確保などを要望します。
- ・「(仮) 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」策定の見通し

9月頃：県議会に報告（中間案）

市町から意見聴取、パブリックコメント実施

12月頃：県議会に報告（最終案）

年末頃：完成（目標）

(7) 各課題に対する取組

① 指導者の確保

- ・地域クラブ活動への従事を望む教員の兼職兼業の手続きが円滑に進むよう努めます。
- ・研修会を実施し、中学生を指導するために必要な資質を備えた指導者を養成します。
- ・日本スポーツ協会に登録している公認スポーツ指導者を拡充します。また、引き続き各競技団体等に依頼し、指導者の人材リストを拡充します。

② 運営団体・実施主体（受け皿）の確保

- ・運営団体・実施主体にはさまざまなパターンがあることから、スポーツ推進局と連携のうえ、引き続き関係団体等に対して協力を依頼します。
- ・直ちに地域移行が困難な場合においては、必要に応じて拠点校方式による合同部活動を実施することや、部活動指導員や外部指導者を活用することで円滑な地域移行に向けた取組が実施できるよう市町に対して支援、助言します。

③ 保護者の費用負担

- ・令和5年度からの市町の取組について、国の事業を活用し支援するとともに、幅広く財政支援がなされるよう、継続して国に要望します。

④ 市町への働きかけ

- ・全ての市町に協議会が設置されるよう市町へ働きかけます。
- ・市町の地域移行に向けた具体的な取組内容、進捗状況および課題などを丁寧に把握します。
- ・市町の取組が円滑に推進できるようそれぞれの市町が抱えている課題に対して、具体的にどのような解決策があるか、どのような支援が必要か検討し、必要な指導助言、支援を行います。
- ・市町教育長会議や市町担当者と定期的に協議する場を設け、引き続き各市町の取組状況や課題等の情報共有を行います。

17 健康教育・食育について

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、薬物乱用や性に関する問題等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となっています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の取組を進めます。

(1) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、各学校や関係機関がその流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた適切な対策を講じができるよう、学校等欠席者・感染症情報システム（症候群サーベイランスシステム）の適切な運用について周知します。

新型コロナウイルス感染症については、政府や文部科学省から示される「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等の通知や留意事項などをふまえ感染症対策を適切に講じつつ、さまざまな教育活動が円滑にできるよう、また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

(2) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児DMFT指數（むし歯経験歯数）は、年々減少しているものの、令和3年度は0.74本と、依然として全国平均の0.63本より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

むし歯予防に有効なフッ化物洗口については、県内の小学校、特別支援学校あわせて62校で実施しており、今後は、市町教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、県歯科医師会による研修会や先進地視察を実施します。また、医療保健部と連携して各市町教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大に努めています。

(3) 性に関する指導

性に関する指導は、学習指導要領に基づき、保護者の理解を得て計画性をもって行うことが重要であり、児童生徒の発達段階をふまえ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切です。

こうしたことをふまえ、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができるよう、希望する県立学校に産婦人科医や助産師等を派遣するなど、性に関する指導を行います。

(4) 学校保健推進体制支援事業

複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒たちに対し、養護教諭がより一層きめ細かな心身のサポート・ケアを行える体制の構築や専門性の向上がこれまで以上に求められていることから、大規模で養護教諭が一人配置となっている学校に対し、退職養護教諭等を派遣して定期健康診断や疾病管理等の健康管理、児童生徒等への保健指導や健康相談、感染症に係る衛生管理等の業務について支援を行います。

(5) 薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員を対象にした指導者講習会を開催します。

(6) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

(7) がんに関する教育

がんに関する教育については、中学校学習指導要領では令和3年度から、高等学校学習指導要領では令和4年度から保健体育の授業で、がんについても取り扱うものとすると記載されています。

子どもたちが、発達段階に応じてがんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、国の事業を活用して、がん教育を推進します。

また、令和5年度も、医療機関や市町教育委員会、がん経験者、県行政関係者からなる協議会を開催し、三重県のがん教育について話し合うとともに、教職員等を対象にがん教育についての意義や指導内容・方法等についての研修会を開催します。

2 食育・学校給食の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないのですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

(1) 学校における食育の推進

①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に关心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「みえの地物が一番！朝食メニュークール」への参加の促進について、市町教育委員会等と連携して取り組みます。さらに、これらの取組を家庭への啓発の機会として活用します。

②教職員の資質向上と指導の充実

学校における食に関する指導は、学級担任や教科担任等と栄養教諭が連携し、給食の時間や教科の学習、特別活動など学校教育活動全体で取り組んでいます。

さらに、食に関する指導をより充実させるために教職員や市町教育委員会担当者を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や先進地の実践発表等をとおして、教職員の資質向上を図り、食育を推進していきます。

(2) 学校給食における地場産物の活用推進

①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページで紹介し、周知を図ります。

②その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、県農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

(3) 学校給食における安全管理の徹底

①「異物混入対応方針」の周知・徹底

県教育委員会が作成した「異物混入防止等対応方針」と「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」に基づき、学校給食関係者への担当者会等を通じて周知徹底を図り、学校給食への異物混入の防止を図ります。

②食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、市町教育委員会と連携し、取り組みます。県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」による適切な対応について、担当者会等の機会を活用し、周知徹底を図ります。

③衛生管理等に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町教育委員会担当者連絡協議会の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

(4) 個別対応食ガイドブック

令和3年度、県立特別支援学校での個別対応食の実践をとりまとめ、市町の小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒への対応にも使用できるガイドブックを作成しました。個別対応食の衛生管理や方法、保護者との連携や校内での実施体制といった内容を掲載しています。今後は、特別支援学校の実践を詳しくとりまとめた改訂版の作成に向けて取り組む予定です。

18 社会教育について

1 社会教育推進体制の整備

(1) 現状

「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援の関係者等、さまざまな主体と連携し、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

- ① 三重県社会教育委員から、本県の社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、現場の状況に即した具体的方策に関する助言をいただき、本県の社会教育の推進につなげています。
- ② 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を図るため、研修や情報交換を行い社会教育推進の体制を整備しています。
- ③ 地域課題の解決に向けた公民館等社会教育施設の活性化促進や、地域と学校をつなぐコーディネーターの育成および資質向上を図るため、講習や講座等を実施し、コーディネート機能の拡充に取り組んでいます。

(2) 課題

人と人とのつながりや絆の深まりによる地域社会の活性化を図るため、社会教育関係団体等が情報を共有し、協働できるネットワークの構築に取り組む必要があります。

社会教育関係者(社会教育主事・社会教育士・社会教育委員・公民館等・社会教育関係行政職員)が研修や情報交流をとおして、相互のつながりを創出することで、社会教育に精通し、広い見識を持った人材を育成していく必要があります。

(3) 今後の対応

社会教育を推進するため、市町の社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行うとともに、関係団体等をつなぐネットワークの強化に取り組みます。

また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。

2 子どもの読書活動推進

(1) 現状

「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校等と連携し、発達段階に応じて、子どもたちがさまざまな図書にふれる読書機会の拡充や、読書に親しむ習慣形成の取組を進めています。

① 子ども読書活動推進会議を開催し、専門的な知識や実践に基づく幅広い意見をいただき、活動活性化の検討を行っています。

また、市町担当者交流会や実践交流会を通じて、子ども読書活動推進関係課(館)が好事例等を共有する機会を持っています。

② 家庭における読書の重要性についてのリーフレットを小学校に配付するとともに、子どもの発達段階に応じた読書活動実践フォーラムを開催し、乳幼児期から中高生世代まで、それぞれに応じた読書活動推進の啓発を行っています。

さらに、ビブリオバトルの普及を図るため、皇學館大学と連携し、小中高への実技指導等を実施するとともに、中高生を対象とした県大会を開催しています。

(2) 課題

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるため、子どもに読書の魅力を伝え、発達段階に応じた読書活動を推進していく必要があります。

文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査(2020年)」では、県立高校の生徒1人あたりの年間貸出冊数は4.2冊、総合的な学習(探究)の時間で学校図書館を活用している県立高校の割合は42.2%であるため、学校図書館がより一層活用されるよう取り組む必要があります。

(3) 今後の対応

子どもの発達段階に応じた読書活動や、読書に親しむ習慣づくりを推進するため、引き続き図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や交流会等を実施するとともに、読書活動推進のための新たなネットワーク構築について検討します。

また、県立学校のモデル校において、学校図書館を活用した探究的な学びや思いのスタイルで読書ができるよう、図書館のリニューアルに取り組み、生徒が行きたくなるような図書館づくりをめざすとともに、小中学校の児童生徒が本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と連動した読書活動等を進めるため、モデル市町にアドバイザーを派遣して助言や支援を行います。

さらに、子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「家読(うちどく)」の一層の普及啓発を図るとともに、同世代の子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図ります。

3 青少年教育施設

(1) 施設の概要

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るため設置されています。県においては、鈴鹿青少年センター（昭和 60 年開設）と熊野少年自然の家（昭和 52 年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営しているところです。

新型コロナウイルスの影響下にあっても、指定管理者のもと来館者が安全安心に利用できるよう感染防止対策を徹底し、より魅力ある施設となるよう、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

(2) 鈴鹿青少年センター

鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）は、鈴鹿青少年の森（以下「森公園」という。センターと合わせて「両施設」という。）と合わせて官民連携手法により事業を進めていく立地ポテンシャルを有していることから、両施設の運営・維持管理の効率化や活性化を図り、持続可能な公共サービスの提供と収益改善を実現するため、民間活力を導入して施設改修を実施しています。

令和 5 年度は、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設として管理・運営していくため、令和 6 年 3 月末まで休館し、要求水準や提案内容に沿って、PFI 事業者による施設改修を行います。

【コンセプト】

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

【PFI 事業契約の内容】

契約期間：令和 4 年 3 月 24 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

契約金額：4,770,405,068 円

契約相手方：鈴鹿レストパートナーズ株式会社

※本事業のために設立された SPC（特別目的会社）

契約内容：センターの設計・改修およびセンターと森公園の運営・維持管理

【今後のスケジュール】

令和 5 年 4 月 センター休館・改修工事開始（令和 6 年 3 月まで）

令和 6 年 3 月 センター開所式

4 月 センターの開業（リニューアルオープン）

(3) 熊野少年自然の家

平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、引き続き令和 5 年度から 5 年間の指定管理者を選定しました。

令和 5 年度は、管理者と連携し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、豊かな自然環境を活用して、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供していきます。

【施設運営の基本的な方向性】

学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体、その他の多様な主体と連携し、子どもたちの体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を図り、少年の健全育成に寄与します。

また、施設の安全管理に努めるとともに利用者の視点に立って効果的な管理運営を図っていきます。

【指定管理協定の内容】

指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

指定管理料：213,355,000 円

協定相手方：有限会社熊野市観光公社

協定内容：熊野少年自然の家の運営・維持管理

19 文化財の保存・活用・継承について

1 文化財を保存・活用・継承する意味

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の保存技術に区分されます。

こうした文化財は、我が国の特色ある歴史的風土の中で育まれ、今まで守り伝えられたものです。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

令和2年度、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確にするとともに、県内においてその取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。

2 現状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和5年3月末現在、1,223件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,800件、埋蔵文化財が約14,500か所あります。

(令和5年3月31日現在)

| 種別 | 国指定等 | 県指定等 | 合計 | 備考 |
|-----------------------|------|------|-------|--------------|
| 有形文化財 | 190 | 364 | 554 | 建造物、美術工芸品等 |
| 無形文化財 | 1 | 2 | 3 | 工芸技術等 |
| 民俗文化財 | 11 | 63 | 74 | 生業、民俗芸能等 |
| 無形民俗文化財 | 10 | 38 | 48 | |
| 有形民俗文化財 | 1 | 25 | 26 | |
| 記念物 | 85 | 166 | 251 | 遺跡、庭園、動物、植物等 |
| その他 | 330 | 11 | 341 | |
| 伝統的建造物群保存地区 | 1 | — | 1 | |
| 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 | 15 | 11 | 26 | |
| 登録有形文化財（建造物） | 311 | — | 311 | |
| 登録有形民俗文化財 | 1 | — | 1 | |
| 登録記念物 | 2 | — | 2 | |
| 合計 | 617 | 606 | 1,223 | |

(2) 文化財の保存・活用・継承への対応

① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

② 文化財の現状把握と支援

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、それぞれの実情に応じた支援をするとともに、国および県の補助事業により財政的支援も行っています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

| 年度 | 件数 | 補助額 | 補助率 |
|-------|----------|-----------|-----------------------------------|
| 令和4年度 | 44 件 | 90,000 千円 | 国指定：県 10%以内（国 50%） 県指定：県 50%以内 |
| 令和5年度 | 41 件（予定） | 90,000 千円 | |

(3) 三重県文化財保存活用大綱(県)の策定と文化財保存活用地域計画(市町)作成の支援

平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づき、令和2年7月、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承の取組を地域社会がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。本大綱は「強じんな美し国ビジョンみえ」「三重県教育ビジョン」「三重県地域防災計画」のうちの文化財に関する方針を具体的に示したものとして位置づけられており、策定以降その周知に努めています。

また、市町においては、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を都道府県の大綱を勘案して作成できることが改正文化財保護法にて示されました。

県は大綱に基づき、地域計画作成に対して市町の実情に応じた支援を行っています。令和4年度末現在、1町（明和町）の文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受け、3市が作成中です。

<作成の現状>

○文化庁認定済：明和町（令和2年12月認定）

○作成中：四日市市、鈴鹿市、伊賀市

3 課題

文化財には、経年劣化、過疎化・少子高齢化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されています。そのため、行政による技術的・財政的支援の必要性が増しています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心としたさまざまな主体の参画によって、文化財を保存、継承し、積極的に活用していく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

また、近年の気候変動は、想定外の自然災害を日本列島に引き起こしており、発生が危惧される南海トラフ地震でも甚大な被害をもたらすと想定されています。守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことがあり、文化財を自然災害からどのように守っていくかが大きな課題となっています。

4 今後の対応

- (1) 三重県文化財保存活用大綱に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。
修復や再生、継承のための取組をする文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。
- (2) 文化財の保存・活用・継承につなげるため、国宝・国指定文化財等の県が誇る文化財、文化財の保護・保全活動の現状等について、展示会、講演会、インターネットや各種メディア等を通じた情報発信等を積極的に行います。また、「みえ祭協力隊」「文化財のみかた講座」など、文化財の保存・活用・継承の普及啓発イベントの実施を通して、今後もさまざまな形で文化財に関わることのできる人材となってもらうことをめざします。
- (3) 県内に存在する文化財の情報収集・調査を積極的に行い、新たに価値が認められた文化財について、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていきます。天然記念物の保護に関しては、最新の調査状況をふまえ、環境変化に合った適切な保護ができるよう保護管理指針の見直しを行います。
- (4) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。また、世界遺産追加登録に向けて関係市町との意見交換・協議を進めるとともに、広く県民を対象とした講演会等を開催し、資産の保存・活用への多様な主体の参画を促進します。

- (5) 平成 29 年 3 月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として国の重要無形民俗文化財に指定された鳥羽・志摩の海女習俗については、鳥羽市・志摩市・関係団体等と連携し、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き情報発信を進めていきます。
- (6) 災害発生時に文化財レスキュー活動が円滑に行われるよう、県の関係部局・市町・文化財所有者等との連携を強化するとともに、文化財情報の収集・整備・共有を行い、文化財保護指導委員には文化財レスキューのためのスキルアップ研修を行います。また、大規模災害発生時には、国・国立文化財機構文化財防災センターに救援要請し、広域的な協力を受けられるよう調整します。
- (7) 文化財を適切に保存・活用・継承する専門知識を持った人材育成のため、県内教員・市町職員等に対し、国・県等が実施する各種の会議・研修への参加を広く積極的に呼びかけます。また、文化財専門職員を配置していない市町に対しては、その配置を勧めています。

20 教職員の資質向上について

1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、これからの中学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになります。

そのため教職員には、これからの中時代に対応できる資質・能力を子どもたちに育むための専門性を高めることや、課題解決のために組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的に人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和5年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援することができるよう、教職員の資質向上を図ります。また、教職員が研修履歴を活用し自らの学びを振り返るとともに、学校管理職が適切な指導助言を行うことにより、効果的な資質向上ができるよう、対話に基づく受講奨励を実施します。

2 令和5年度の教職員研修の重点取組

(1) 「令和5年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

- ① 全ての教職員がコンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、系統的かつ体系的に研修を実施します。また、学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるようマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。
- ② 不祥事を「自分事」として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律することができるよう、コンプライアンス研修を法定・悉皆研修に位置づけます。

(2) 学習指導要領に対応した研修を実施

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう、「教科等研修」や「授業研究推進リーダー育成研修」等において、より実践的な研修を実施します。
- ② 文部科学省の「英語教育改善プラン推進事業」の委託を受け、教員の英語指導力向上に向けた研修等を実施します。
- ③ 教員一人ひとりが、1人1台端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修を実施します。

(3) 自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

いじめへの組織的な対応や、児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修を実施するとともに、不登校児童生徒への早期からの支援や、学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

(4) 研修に参加しやすい環境の整備

- ① 集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型研修、オンデマンド研修を効果的に組み合わせて実施します。また、情報教育研修の「放課後研修」や、教科等研修の「見逃し配信」を実施します。
- ② 市町教育委員会や県内教育研究所等と連携し、今日的教育課題に対応したブロック別研修を地域で実施します。(70講座実施予定)

3 令和5年度の教職員研修の概要

(1) 経験や職種に応じた研修（法定・悉皆研修）

経験や職種に応じた研修を年間のべ239講座実施します。毎年、研修内容の見直しや実施方法等の工夫・改善を図り、教職員の負担を軽減しながら、より効果が高まるようにしています。

令和5年度は、教職員が、ICT機器を効果的に活用した授業等が実践できるよう、研修をとおしてICT活用指導力の向上に取り組みます。また、教諭研修、養護教諭研修、管理職研修等において、不登校児童生徒の理解と組織的な支援のあり方について学ぶ研修や、新たにいじめの確実な理解と組織的対応について学ぶ研修を実施します。

《経験や職種に応じた研修一覧》

| 研修の種別 | | 主な研修内容 |
|----------------|-----------------|--|
| 教諭研修 | 初任者研修 | 教員としての素養、教科指導、授業実践研修、生徒指導、いじめ防止、学級経営、危機管理、キャリア教育、人権教育、防災教育 他 |
| | 教職6年次研修 | 教員としての素養、授業実践研修、生徒指導、不登校支援、学校・学級経営、人権教育、防災教育 他 |
| | 中堅教諭等資質向上研修 | 教員としての素養、授業実践研修、生徒指導、いじめ防止、不登校支援、教育課題への対応力、防災教育 |
| 養護教諭研修 | 新規採用養護教諭研修 | 保健教育、健康相談、不登校支援、救急処置、疾病の予防と管理、人権教育 他 |
| | 養護教諭6年次研修 | 保健室経営、健康相談、不登校支援、救急体制 他 |
| | 中堅養護教諭等資質向上研修 | 保健管理、保健教育、保健室経営、健康相談、不登校支援、保健組織活動 |
| 栄養教諭研修 | 新規採用栄養教諭研修 | 栄養管理、衛生管理、教科等における「食に関する指導」 他 |
| | 栄養教諭6年次研修 | 給食管理、食に関する指導力向上研修 他 |
| | 中堅栄養教諭等資質向上研修 | 栄養管理、衛生管理、給食の時間の指導、教科等における指導、個別的な相談指導 |
| 特別支援学級等新担当教員研修 | | 障がい種別研修、テーマ別研修 他 |
| 幼稚園等教員研修 | 幼稚園等新規採用教員研修 | 幼児理解、自然体験活動、危機管理、人権教育、保育参観 他 |
| | 幼稚園等中堅教諭等資質向上研修 | 幼児理解、保護者とのかかわり、特別支援教育 他 |
| 新規採用実習助手研修 | | 服務、危機管理、生徒理解、人権教育、特別支援教育、防災教育 他 |
| 常勤講師等研修Ⅰ | | 服務、危機管理、人権教育、特別支援教育、校種別・職種別研修 他 |
| 常勤講師等研修Ⅱ | | 服務、生徒指導、不登校支援、特別支援教育 |
| 採用前研修 | | 教職員としての心構え、年度初めの基本的な業務、ビジネスマナー 他 |
| 教職2～3年次研修 | | 授業づくり、社会体験研修 他 |
| 管理職研修 | 新任校長研修 | 学校組織マネジメント、授業改善のためのリーダーシップ、カリキュラム・マネジメント、災害発生時における校長のリーダーシップ研修、いじめ防止、不登校支援 他 |
| | 新任教頭研修 | 教頭の役割と期待すること、スクール・コンプライアンス、学校マネジメント研修、災害発生時における教頭のリーダーシップ研修、いじめ防止、不登校支援 他 |

| | | |
|--------------|---------------------------------------|---|
| 主幹教諭等 研修 | 新任主幹教諭研修 | 主幹教諭に期待すること、チーム学校におけるリーダーシップ、実践交流 |
| | 新任指導教諭研修 | 指導教諭に期待すること、実践交流、若手教員の育成に係る指導力向上研修 |
| 学校事務 職員研修 | 小中学校事務職員主事研修 | 学校事務職員の職務、給与・旅費等制度の基礎、教育課程、学校事務の理想を描く、財務マネジメント、学校事務職員の専門性 他 |
| | 小中学校事務職員主任研修、 主査研修 | カリキュラム・マネジメント、チーム学校におけるリーダーシップ、キャリアデザイン 他 |
| | 小中学校事務職員主幹研修、総括 主幹研修、事務の共同実施リーダー研修 | 組織力向上をめざした業務改善、組織運営、学校組織マネジメント 他 |

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力の向上

教員の高い専門性と指導力の向上をめざし、国語、算数・数学をはじめとする教科の指導方法等について学ぶ研修を 57 講座（のべ 67 講座）実施します。

令和 5 年度も、国語、社会、算数・数学、理科、英語では、遠隔研修による講義と、集合研修による公開授業（2 学期以降）を組み合わせ、実践的授業力の向上をめざす研修を実施します。また、校務等で研修に参加できなかった、またもう一度見直したい教職員のために、後日、研修を視聴できるように「見逃し配信」を実施し、継続的な授業改善を支援します。

- ・教科等に関する研修 46 講座（のべ 56 講座）
 - （国語6、社会1、算数・数学5、理科9、図画工作1、体育2、技術・家庭1、道徳2、英語17（のべ27）、NIE1、MieMu1）
- ・教職 2～3 年次教員のための授業力アップ研修 1 講座
- ・授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携） 10 講座

② 教育課題への対応力の向上

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を、21 講座（のべ 31 講座）実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、L G B T 等個別的な人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援や、いじめ防止や対応についての生徒指導や学級経営等、9 つのカテゴリで研修を実施します。

<テーマ研修 9 カテゴリ 21 謲座（のべ 31 講座）>

- 人権教育4、特別支援教育6（のべ16）、多文化共生教育1、外国人児童生徒教育1、
キャリア教育1、学級経営1、生徒指導3、乳幼児教育3、環境教育1

イ I C T 活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教員を育成する必要があることから、教員一人ひとりの I C T 活用指導力の向上に向けた研修を 11 謲座（のべ 21 講座）実施します。

i) 情報教育研修

授業で I C T を活用して指導する能力や子どもの I C T 活用を指導する能力等を高めるため、校種別の 1 人 1 台端末活用研修や学習支援ツールの活用方法を学ぶ研修等（9 講座）を実施します。あわせて、1 人 1 台端末の効果的な活用場面を実践報告や動画で具体的に学ぶ放課後研修「放課後 60 分で学ぶ！タブレット端末活用術」（8 回）を遠隔研修で実施します。

ii) 教員ICT活用指導力向上講習会

地域のニーズに応じて、1人1台端末を活用した実践交流や、教科指導等におけるICT機器の効果的な活用法等について研修を実施します。

<ICT活用指導力向上に向けた研修 11講座(のべ21講座)>

- ・情報教育研修 9講座
- ・1人1台端末の放課後研修 1講座(のべ8講座)
- ・教員ICT活用指導力向上講習会 1講座(のべ4講座)

③ 英語教育に関する研修

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要です。そこで、令和5年度は文部科学省の「英語教育改善プラン推進事業」を受託し、英語教育の改善に向けて、以下の4点に取り組みます。

ア 自治体連携オンライン英語授業改善研修の実施

山梨、静岡、三重、鹿児島が連携し、4県の教職員が共に学ぶオンライン合同研修を実施するとともに、各自治体の研修に参加し合い、互いの取組を共有します。

イ 「小中高連携チーム」による取組

英語教育推進リーダー等を中心に、発信技能の育成(「パフォーマンステスト」を通した授業改善)等について検証を行います。また、研究授業等で作成した成果物を共有し連携を推進します。

ウ 小中高連携に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施

小中高をとおした系統的な指導と学習評価の在り方について学ぶ基礎研修を3講座と、授業づくり(公開授業を含む)・ICT活用・指導と評価・Small Talkの実践等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ専門性向上研修を13講座(のべ14講座)実施します。

また、小中高連携チームを立ち上げ、地域ごとに公開授業や研修会等を開催します。

<英語教育に関する研修 16講座(のべ17講座)>

- ・小・中・高 英語基礎研修 3講座
- ・小・中・高 英語授業づくり研修(講義・公開授業) 4講座(のべ5講座)
- ・小・中・高 指導と評価の一体化に係る研修 6講座
- ・英語教育におけるICT活用研修 1講座
- ・Small Talk研修—小学校英語— 1講座
- ・英語力向上研修—中・高教員対象— 1講座

エ 市町教育委員会等との連携

各地域で、小学校英語ブロック別研修(8講座)や中学校英語地域別研修(10講座)を実施します。

④ 教育相談に関する専門性の向上

コロナ禍における激しい環境変化に伴い、子どもたちの生活も変化を余儀なくされ、さまざまな影響が及ぼされました。このような状況の中、子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質の向上をめざし、経験に応じた研修を年間のべ29講座実施します。

また、令和5年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、教職経験6年次から20年次の教員を対象としたステップアップ研修において、「不登校の理解と支援」の研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育支援センター指導員育成研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、当該指導員の実践力向上を図ります。

- | |
|---|
| ・教育相談ベーシック研修 5講座 |
| ・教育相談ステップアップ研修 8講座（うち、不登校の理解と支援 3講座） |
| ・教育相談リーダー育成研修 6講座 |
| ・ケース・カンファレンス 3講座 |
| ・教育相談地域支援研修 7講座（うち、教育支援センター指導員育成研修 6講座） |

（3）中核的リーダーを育成する研修

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、課題を解決していくためには、校長のリーダーシップのもと組織として教育活動に取り組む必要があることから、組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成するため、種別ごとに年間4～6回の連続講座として実施します。

中核的リーダーを育成する研修一覧

| 研修の種別 | 主な研修内容 |
|--------------------|--|
| 学校組織マネジメントリーダー育成研修 | 学校の組織的な取組を先導するための役割、P D C Aサイクルを基盤とした学校組織マネジメントのプラン設計と実践 他 |
| 授業研究推進リーダー育成研修 | 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するための授業研究の企画・運営 他 |
| 教育相談リーダー育成研修 | 子どもの見立て、事例作成の意義、医療や福祉機関との連携について学ぶ講義、事例検討 他 |

（4）出前研修

① 授業力向上支援出前研修

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながる校内研修の推進に向けて、学校における組織的な授業づくりの取組におけるポイント等について、講義・演習による研修を実施します。

② 組織力向上支援出前研修

組織的・計画的に教育活動の質を向上させるための方策として、学校マネジメントやカリキュラム・マネジメントを推進するポイント等について、講義・演習による研修を実施します。

（5）外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修

平成 29 年度から独立行政法人教職員支援機構と連携し、全国の学校関係者および教育委員会の指導主事等を対象に、日本語指導に関する専門的な知識や手法について学ぶ研修を実施しています。令和 5 年度も先進的に日本語指導に取り組んでいる県内公立学校等の視察を行い、三重県の取組を全国に発信します。